# 令和２年第６回（１２月）都城市議会定例会　付議事件一覧

●市長提出議案案件

先議分　　１件　（条例＝１件）

通常審議分　５７件（承認＝１件、条例＝１２件、補正予算＝１１件、単行＝３３件）

◎　以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

◎　先議分（１件）

○　条例議案　１件

| | | | 頁 |
|---|---|---|---|
| 1 | 議案第１２４号 | 都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について | 別冊 |
| | 令和２年度人事院勧告を受け、国家公務員の給与が改定されることに準じて、本市職員の期末手当を引き下げるため、それぞれ所要の改正を行うもの | | |

◎　通常審議分（５７件）

○　承認議案　１件

| | | | 頁 |
|---|---|---|---|
| 2 | 議案第１２３号 | 専決処分した事件の報告及び承認について<br>（令和２年度都城市電気事業特別会計補正予算） | ※ |

○　条例議案　１２件

| | | | 頁 |
|---|---|---|---|
| 3 | 議案第１２５号 | 都城市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について | 1 |
| | 急速充電設備の全出力の上限が２００キロワットまで拡大されること並びに急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例の制定基準が整備されることに伴い、所要の改正を行うもの | | |
| 4 | 議案第１２６号 | 都城市山田町公の施設条例等の一部を改正する条例の制定について | 21 |
| | 都城市山田町公の施設条例に規定する３つの体育館等について、都城市都市公園以外の公園に関する条例及び都城市地区体育館条例にそれぞれ移管するため、関係条例の改正を行うもの | | |
| 5 | 議案第１２７号 | 都城市保育所条例の一部を改正する条例の制定について | 41 |
| | 運営を休止している天神保育所及び豊満保育所について、保育所としての用途を廃止するため、所要の改正を行うもの | | |
| 6 | 議案第１２８号 | 都城市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について | 47 |
| | 都城市山田養護老人ホーム霧峰園を民間に譲渡するため、所要の改正を行うもの | | |
| 7 | 議案第１２９号 | 都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | 53 |
| | 所得税法の改正による国民健康保険税の負担増を遮断するため、所要の改正を行うもの | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 8 | 議案第１３０号 | 都城市地区体育館条例の一部を改正する条例の制定について | 61 |
| | 都城市上長飯一万城地区体育館に関し、都城市妻ケ丘地区体育館へ名称を変更の上、移転新築を図るため、所要の改正を行うもの | | |
| 9 | 議案第１３１号 | 都城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 67 |
| | 租税特別措置法に係る延滞金等の特例規定の改正に伴い、所要の改正を行うもの | | |
| 10 | 議案第１３２号 | 都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について | 73 |
| | 令和９年宮崎国民スポーツ大会開催に向けた都城運動公園の整備に伴い、体育館、弓道場及び武道館を閉館するため、所要の改正を行うもの | | |
| 11 | 議案第１３３号 | 都城市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について | 85 |
| | 農業集落排水施設において処理できる汚水を明確化し、及び都城市公共下水道条例との整合性を確保するため、所要の改正を行うもの | | |
| 12 | 議案第１３４号 | 都城広域都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 95 |
| | 租税特別措置法に係る延滞金等の特例規定の改正に伴い、所要の改正を行うもの | | |
| 13 | 議案第１３５号 | 都城市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について | 101 |
| | 花木第３団地での集約建替事業に伴い、所要の改正を行うもの | | |
| 14 | 議案第１３６号 | 都城市道の駅山之口条例の一部を改正する条例の制定について | 107 |
| | 道の駅山之口施設内にあるプレハブ冷蔵庫及びプレハブ冷凍庫の使用に関し、利用に応じた費用の負担として、新たに使用料を定めるため、所要の改正を行うもの | | |

○　補正予算議案　１１件　　頁

| | | | |
|---|---|---|---|
| 15 | 議案第１３７号 | 令和２年度都城市一般会計補正予算（第５号） | ※ |
| 16 | 議案第１３８号 | 令和２年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第２号） | ※ |
| 17 | 議案第１３９号 | 令和２年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） | ※ |
| 18 | 議案第１４０号 | 令和２年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第１号） | ※ |
| 19 | 議案第１４１号 | 令和２年度都城市介護保険特別会計補正予算（第２号） | ※ |
| 20 | 議案第１４２号 | 令和２年度都城市電気事業特別会計補正予算（第２号） | ※ |
| 21 | 議案第１４３号 | 令和２年度都城市水道事業会計補正予算（第１号） | ※ |
| 22 | 議案第１４４号 | 令和２年度都城市簡易水道事業会計補正予算（第１号） | ※ |
| 23 | 議案第１４５号 | 令和２年度都城市御池簡易水道事業会計補正予算（第１号） | ※ |
| 24 | 議案第１４６号 | 令和２年度都城市公共下水道事業会計補正予算（第１号） | ※ |
| 25 | 議案第１４７号 | 令和２年度都城市農業集落排水事業会計補正予算（第２号） | ※ |

○　単行議案　３３件

<table>
<tr><td rowspan="2">26</td><td>議案第１４８号</td><td>工事請負契約の締結について</td><td rowspan="2">頁<br>113</td></tr>
<tr><td colspan="2">都城市一般廃棄物最終処分場（第３期）処分場建設工事について、先般行った一般競争入札の結果、吉原・丸昭・徳満　特定建設工事共同企業体が、１０億９千７４７万円（税込み）で落札したので、同企業体との契約の締結について議会の議決を求めるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">27</td><td>議案第１４９号</td><td>工事請負契約の締結について</td><td rowspan="2">117</td></tr>
<tr><td colspan="2">都城市一般廃棄物最終処分場（第３期）浸出水処理施設建設工事について、先般行った総合評価一般競争入札の結果、クボタ環境・はやま　特定建設工事共同企業体が、１０億８千４６０万円（税込み）で落札したので、同企業体との契約の締結について議会の議決を求めるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">28</td><td>議案第１５０号</td><td>財産の無償譲渡について</td><td rowspan="2">121</td></tr>
<tr><td colspan="2">都城市山田養護老人ホーム霧峰園を民営化するに当たり、社会福祉法人スマイリング・パークに対し、建物及び備品の無償譲渡を行うことについて、議会の議決を求めるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">29</td><td>議案第１５１号</td><td>財産の無償貸付けについて</td><td rowspan="2">127</td></tr>
<tr><td colspan="2">都城市山田養護老人ホーム霧峰園を民営化するに当たり、社会福祉法人スマイリング・パークに対し、土地の無償貸付けを行うことについて、議会の議決を求めるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">30</td><td>議案第１５２号</td><td>財産の無償貸付けについて</td><td rowspan="2">129</td></tr>
<tr><td colspan="2">旧四家小学校の校舎及び体育館を工場及び研究施設として使用させるため、晨星興産(しんせいこうさん)株式会社に対し、建物の無償貸付けを行うことについて、議会の議決を求めるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">31</td><td>議案第１５３号</td><td>財産の取得について</td><td rowspan="2">135</td></tr>
<tr><td colspan="2">都城市立学校児童生徒用コンピュータの取得に関し、先般行った公募型プロポーザルの結果、株式会社システム・ナインを契約の相手方に決定したので、議案のとおり７億８千３０９万２千６４０円で財産を取得することについて、議会の議決を求めるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">32</td><td>議案第１５４号</td><td>財産の取得について</td><td rowspan="2">139</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難所用備蓄品屋内型テント及び目隠しシートの取得に関し、先般行った指名競争入札の結果、中村消防防災株式会社　都城営業所が３千８５万８千８５０円で落札したので、議案のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求めるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">33<br>－<br>52</td><td>議案第１５５号－<br>議案第１７４号</td><td>公の施設の指定管理者の指定について（２０議案）</td><td rowspan="2">143<br>－<br>181</td></tr>
<tr><td colspan="2">公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの（別冊資料参照）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">53</td><td>議案第１７５号</td><td>議決事項の変更について</td><td rowspan="2">183</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成２９年１２月２０日に議決された都城市上長飯一万城地区体育館の指定管理者の指定に関し、指定の期間を延長するため、議会の議決を求めるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">54</td><td>議案第１７６号</td><td>市道の認定及び廃止について</td><td rowspan="2">187</td></tr>
<tr><td colspan="2">宅地分譲を目的とした開発行為、山之口運動公園整備事業に伴う駐車場整備等により、複数の市道に変更が生じたため、当該市道を認定し、及び廃止することについて、議会の議決を求めるもの（認定１０本、廃止１本）</td></tr>
</table>

| | | | |
|---|---|---|---|
| 55<br>－<br>57 | 議案第１７７号－<br>議案第１７９号 | 都城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて（３議案） | ※ |
| 58 | 議案第１８０号 | 都城市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて | ※ |

令和２年第６回都城市議会定例会（１２月）

別冊（議案第１２４号）

目　　次


| 種類 | 番号 | 件　　名 | 頁 |
| --- | --- | --- | --- |
| 議案 | 124 | 都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について | 1 |

議案第１２４号

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（都城市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　都城市特別職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| （通勤手当）<br>第４条　特別職の職員の通勤手当の額は、都城市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第53号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける一般職の職員の例により計算した額とする。<br>２　（略）<br>（期末手当）<br>第５条　（略）<br>２　前項の場合において、給与条例第18条の３第２項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の３に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。<br>附　則<br>（施行期日）<br>１　この条例は、平成18年１月１日から施行する。<br>（経過措置）<br>２　平成21年６月に支給する期末手当に関する第５条第２項の規定の適用については、第５条第２項中「「100分の140」とあるのは「100分の160」」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の145」」とする。 | （通勤手当）<br>第４条　特別職の職員の通勤手当の額は、都城市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第53号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）の例により計算した額とする。<br>２　（略）<br>（期末手当）<br>第５条　（略）<br>２　前項の場合において、給与条例第18条の３第２項中「100分の125」とあるのは「100分の165」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の３に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。<br>附　則<br>この条例は、平成18年１月１日から施行する。 |

第２条　都城市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| （期末手当）<br>第５条　（略）<br>２　前項の場合において、給与条例第18条の３第２項中「100分の125」とあるのは「100分の165」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の３に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。 | （期末手当）<br>第５条　（略）<br>２　前項の場合において、給与条例第18条の３第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の３に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。 |

（都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第３条　都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成18年条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| （期末手当）<br>第５条　（略）<br>２　前項の場合において、給与条例第18条の３第２項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の３に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。<br>（給与の支給方法等）<br>第10条　この条例に定めるもののほか、教育長の給与の支給方法 | （期末手当）<br>第５条　（略）<br>２　前項の場合において、給与条例第18条の３第２項中「100分の125」とあるのは「100分の165」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の３に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。<br>（給与の支給方法等）<br>第10条　この条例に定めるもののほか、教育長の給与の支給方法 |

| | |
|---|---|
| については、一般職の職員の例による。<br><br>附　則<br>（施行期日）<br>1　この条例は、平成18年１月１日から施行する。<br>（経過措置）<br>2　平成21年６月に支給する期末手当に関する第５条第２項の規定の適用については、第５条第２項中「「100分の140」とあるのは「100分の160」」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の145」」とする。 | については、給与条例の適用を受ける一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。<br>附　則<br><br>この条例は、平成18年１月１日から施行する。 |

第４条　都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| （期末手当）<br>第５条　（略）<br>２　前項の場合において、給与条例第18条の３第２項中「100分の125」とあるのは「100分の165」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の３に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。 | （期末手当）<br>第５条　（略）<br>２　前項の場合において、給与条例第18条の３第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の３に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。 |

（都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第５条　都城市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| （期末手当） | （期末手当） |

| | |
|---|---|
| 第18条の３　（略）<br>２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。<br>（１）～（４）　（略）<br>３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。<br>４～６　（略） | 第18条の３　（略）<br>２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。<br>（１）～（４）　（略）<br>３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の72.5」とする。<br>４～６　（略） |

第６条　都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| （期末手当）<br>第18条の３　（略）<br>２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。<br>（１）～（４）　（略）<br>３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の72.5」とする。<br>４～６　（略） | （期末手当）<br>第18条の３　（略）<br>２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。<br>（１）～（４）　（略）<br>３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。<br>４～６　（略） |

（都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正）

第７条　都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| （期末手当）<br>第５条　（略）<br>２　（略）<br>３　前項の場合において、給与条例第18条の３第２項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の３第５項に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。<br>４　（略）<br>附　則<br>１～３　（略）<br>（平成21年６月期末手当に関する経過措置）<br>４　平成21年６月に支給する期末手当に関する第５条第３項の規定の適用については、第５条第３項中「「100分の140」とあるのは「100分の160」」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の145」」とする。 | （期末手当）<br>第５条　（略）<br>２　（略）<br>３　前項の場合において、給与条例第18条の３第２項中「100分の125」とあるのは「100分の165」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の３第５項に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。<br>４　（略）<br>附　則<br>１～３　（略） |

第８条　都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| （期末手当）<br>第５条　（略）<br>２　（略）<br>３　前項の場合において、給与条例第18条の３第２項中「100分の125」とあるのは「100分の165」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の３第５項に規 | （期末手当）<br>第５条　（略）<br>２　（略）<br>３　前項の場合において、給与条例第18条の３第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の３第５項 |

| | |
|---|---|
| 定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。<br>４　（略） | に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。<br>４　（略） |

附　則

この条例は、令和２年12月１日から施行する。ただし、第２条、第４条、第６条及び第８条の規定は、令和３年４月１日から施行する。

議案第124号関係資料

# 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部職員課】

<table>
<tr><td>条例名</td><td colspan="3">都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</td></tr>
<tr><td>制定改廃区分</td><td colspan="3">□ 新規制定　■ 一部改正　□ 全部改正　□ 廃止</td></tr>
<tr><td>施行予定日</td><td>第１条、第３条、第５条及び第７条<br>令和２年12月１日<br>第２条、第４条、第６条及び第８条<br>令和３年４月１日</td><td>制定年月</td><td>特別職、教育長、一般職<br>平成18年１月<br>議員報酬<br>平成20年９月</td></tr>
<tr><td>制定改廃の目的・背景</td><td colspan="3">令和２年度人事院勧告に鑑みて、一般職の職員の給与に関する法律及び特別職の職員の給与に関する法律の改正が行われることに伴い、期末手当についてそれぞれ所要の改正を行うもの。</td></tr>
<tr><td>条例案の概要（制定理由・主な改正点）</td><td colspan="3">１　市長、副市長、教育長及び議員の期末手当支給割合の引き下げ<br>年間0.05月分減額し、年間3.35月分とする。（現行　3.40月分）
<table>
<tr><td>年度</td><td>６月期</td><td>１２月期</td><td>施行・適用</td></tr>
<tr><td>令和２年度</td><td>1.7月<br>（支給済）</td><td>1.65月<br>（現行1.7月）</td><td>令和２年12月１日施行</td></tr>
<tr><td>令和３年度以降</td><td>1.675月</td><td>1.675月</td><td>令和３年４月１日施行</td></tr>
</table>
その他、法改正に準じて附則の改正を行う。<br>
改正対象は、次の３条例<br>
(1) 都城市特別職の職員の給与に関する条例<br>
(2) 都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例<br>
(3) 都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例<br>
２　一般職の職員の期末手当支給割合の引き下げ<br>
年間0.05月分減額し、年間4.45月分とする。（現行4.50月分）
<table>
<tr><td colspan="2">年度・手当</td><td>６月期</td><td>12月期</td><td>施行・適用</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和２年度</td><td>期末手当</td><td>1.30月<br>（支給済）</td><td>1.25月<br>（1.30月）</td><td rowspan="2">令和２年12月１日施行</td></tr>
<tr><td>勤勉手当</td><td>0.95月<br>（支給済）</td><td>0.95月<br>（改定無し）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和３年度以降</td><td>期末手当</td><td>1.275月</td><td>1.275月</td><td rowspan="2">令和３年４月１日施行</td></tr>
<tr><td>勤勉手当</td><td>0.95月</td><td>0.95月</td></tr>
</table>
改正対象は、都城市一般職の職員の給与に関する条例</td></tr>
<tr><td>関係する法令及びその条項</td><td colspan="3">特別職の職員の給与に関する法律第７条の２<br>地方公務員法第24条及び第25条<br>一般職の職員の給与に関する法律第19条の４</td></tr>
<tr><td>制定改廃を要する関係条例等</td><td colspan="3">なし</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">なし</td></tr>
</table>

令和２年第６回都城市議会定例会（１２月）

（議案第１２３号～第１８０号）

議案第１２５号

都城市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

都城市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市火災予防条例の一部を改正する条例

都城市火災予防条例（平成18年条例第260号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| （燃料電池発電設備）<br>第８条の３　屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第３項及び第５項、第17条の２並びに第44条第10号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第３条第１項第１号（アを除く。）、第２号、第４号、第５号、第７号、第９号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の３並びに第２項第１号、第11条第１項（第７号を除く。）並びに第12条第１項（第２号を除く。）の規定を準用する。<br>２～５　（略）<br>（急速充電設備）<br>第11条の２　急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第９号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 | （燃料電池発電設備）<br>第８条の３　屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第３項及び第５項、第17条の２並びに第44条第11号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第３条第１項第１号（アを除く。）、第２号、第４号、第５号、第７号、第９号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の３並びに第２項第１号、第11条第１項（第７号を除く。）並びに第12条第１項（第２号を除く。）の規定を準用する。<br>２～５　（略）<br>（急速充電設備）<br>第11条の２　急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第９号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。<br>（１）　急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から３メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又 |

（１）　（略）
（２）　（略）
（３）　（略）
（４）　充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
（５）　急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
（６）　急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
（７）　（略）
（８）　（略）
（９）　（略）
(10)　（略）
(11)　（略）

は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
（２）　（略）
（３）　（略）
（４）　（略）
（５）　充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
（６）　急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
（７）　急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
（８）　（略）
（９）　（略）
(10)　（略）
(11)　（略）
(12)　（略）
(13)　コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。
(14)　充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動

(12)　急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア　（略）

イ　異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13)　（略）

(14)　（略）

２　（略）

（内燃機関を原動力とする発電設備）

第12条　（略）

２・３　（略）

４　前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キ

的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15)　複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16)　急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア　（略）

イ　異常な高温とならないこと。

ウ　温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ　制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17)　（略）

(18)　（略）

２　（略）

（内燃機関を原動力とする発電設備）

第12条　（略）

２・３　（略）

４　前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キ

ロワット未満のもののうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第３条第１項第１号（アを除く。）及び第18号の３、第11条第１項第７号、第８号及び第10号並びに本条第１項第２号から第４号までの規定を準用する。

（１）・（２）　（略）

５　（略）

（避雷設備）

第16条　避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格に適合するものとしなければならない。

２　（略）

（基準の特例）

第22条の２　この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防長が、当該器具の取扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めたとき又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めたときにおいては、適用しない。

（喫煙等）

第23条　（略）

２～５　（略）

６　前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の１以上としなければならない。ただし、消防署長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

７　（略）

ロワット未満のもののうち、次に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第３条第１項第１号（アを除く。）及び第18号の３、第11条第１項第７号、第８号及び第10号並びに本条第１項第２号から第４号までの規定を準用する。

（１）・（２）　（略）

５　（略）

（避雷設備）

第16条　避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第１項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。

２　（略）

（基準の特例）

第22条の２　この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防長が当該器具の取扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めたとき又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めたときにおいては、適用しない。

（喫煙等）

第23条　（略）

２～５　（略）

６　前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の１以上としなければならない。ただし、消防署長が当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

７　（略）

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条　火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

（１）～（７）　（略）

（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）

第29条の３　（略）

２　住宅用防災警報器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分。この項において同じ。）の次のいずれかの位置に設けなければならない。

（１）・（２）　（略）

３～６　（略）

（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）

第29条の４　（略）

２～４　（略）

５　住宅用防災報知設備は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

（１）・（２）　（略）

（３）　感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあっては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるように措置されていること。ただし、配線が感知器からはずれた場合又は配線に断線があった場合に受信機が自動的に警報を発するものにあっては、この限りでない。

（４）～（６）　（略）

（設置の免除）

第29条の５　第29条の２及び第29条の３の規定にかかわらず、次

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条　火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

（１）～（７）　（略）

（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）

第29条の３　（略）

２　住宅用防災警報器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分。この項において同じ。）における次の各号のいずれかの位置に設けなければならない。

（１）・（２）　（略）

３～６　（略）

（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）

第29条の４　（略）

２～４　（略）

５　住宅用防災報知設備は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

（１）・（２）　（略）

（３）　感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあっては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるように措置されていること。ただし、配線が感知器から外れた場合又は配線に断線があった場合に受信機が自動的に警報を発するものにあっては、この限りでない。

（４）～（６）　（略）

（設置の免除）

第29条の５　前３条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとき

の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器を設置しないことができる。

（１）　第29条の３第１項各号に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で種別が一種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

（２）　第29条の３第１項各号に掲げる住宅の部分に自動火災報知設備を令第21条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

（３）　第29条の３第１項各号に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。）第３条第３項第２号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

（４）　第29条の３第１項各号に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第３条第３項第３号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

（５）　第29条の３第１項各号に掲げる住宅の部分に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第３条第３項第４号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

（６）　第29条の３第１項各号に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とさ

は、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。

（１）　第29条の３第１項各号又は前条第１項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で種別が一種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

（２）　第29条の３第１項各号又は前条第１項に掲げる住宅の部分に自動火災報知設備を令第21条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

（３）　第29条の３第１項各号又は前条第１項に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。）第３条第３項第２号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

（４）　第29条の３第１項各号又は前条第１項に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第３条第３項第３号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

（５）　第29条の３第１項各号又は前条第１項に掲げる住宅の部分に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第３条第３項第４号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

（６）　第29条の３第１項各号又は前条第１項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設に

れる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第３条第２項及び第３項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

（７）　第29条の３第１項各号に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第７号）第３条第２項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

２　第29条の２及び前条の規定にかかわらず、第29条の３第１項各号に掲げる住宅の部分に前項各号に定める設備を設置したときは、当該設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災報知設備を設置しないことができる。

（基準の特例）

第29条の６　第29条の２から第29条の４までの規定は、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下「住宅用防災警報器等」という。）について、消防長又は消防署長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準）

第30条　法第９条の４の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

おける必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第３条第２項及び第３項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

（７）　第29条の３第１項各号又は前条第１項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第７号）第３条第２項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

（基準の特例）

第29条の６　第29条の２から第29条の４までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長又は消防署長が住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準）

第30条　法第９条の４の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

（１）～（３）　（略）

（４）　危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。

（５）・（６）　（略）

第31条の２　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの全てに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

（１）～(17)　（略）

２　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の全てに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

（１）～（９）　（略）

第31条の３　（略）

２　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

（１）　危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第２条第８号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りではない。

（略）

（２）・（３）　（略）

第31条の３の２　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設

（１）～（３）　（略）

（４）　危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、裂け目等がないものであること。

（５）・（６）　（略）

第31条の２　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの全てに共通する技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。

（１）～(17)　（略）

２　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の全てに共通する技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。

（１）～（９）　（略）

第31条の３　（略）

２　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。

（１）　危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第２条第８号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

（略）

（２）・（３）　（略）

第31条の３の２　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設

備の技術上の基準は、次のとおりとする。

（１）～（６）　（略）

第31条の４　（略）

２　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

（１）～（６）　（略）

（７）　注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又は蓋を設けること。

（８）～(11)　（略）

第31条の５　（略）

２　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第２項第３号から第５号まで及び第７号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

（１）～（６）　（略）

（７）　タンクの周囲に２箇所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。

第31条の６　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第31条の４第１項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

（１）～（４）　（略）

２　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第31条の４第２項第３号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

備の技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。

（１）～（６）　（略）

第31条の４　（略）

２　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。

（１）～（６）　（略）

（７）　注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には、弁又は蓋を設けること。

（８）～(11)　（略）

第31条の５　（略）

２　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第２項第３号から第５号まで及び第７号の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

（１）～（６）　（略）

（７）　タンクの周囲に２か所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。

第31条の６　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第31条の４第１項の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

（１）～（４）　（略）

２　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第31条の４第２項第３号の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

（１）～(11)　（略）

第31条の７　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

（１）～（６）　（略）

２　（略）

（品名又は指定数量を異にする危険物）

第32条　品名又は指定数量を異にする２以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の５分の１の数量で除し、その商の和が１以上になるときは、当該場所は指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第33条　別表第３の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第６号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第８号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の５分の１以上指定数量未満の第４類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

（１）～（４）　（略）

２　可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

（１）・（２）　（略）

３　（略）

（１）～(11)　（略）

第31条の７　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。

（１）～（６）　（略）

２　（略）

（品名又は指定数量を異にする危険物）

第32条　品名又は指定数量を異にする２以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の５分の１の数量で除し、その商の和が１以上になるときは、当該場所は、指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第33条　別表第３の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第６号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第８号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の５分の１以上指定数量未満の第４類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

（１）～（４）　（略）

２　可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

（１）・（２）　（略）

３　（略）

（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第34条　指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

（１）～（５）　（略）

２　綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

（１）～（４）　（略）

（基準の特例）

第34条の３　この章（第30条、第31条の７及び第32条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

（劇場等の客席）

第35条　劇場等の屋内の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

（１）～（５）　（略）

第36条　劇場等の屋外の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

（１）～（４）　（略）

（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第34条　指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

（１）～（５）　（略）

２　綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

（１）～（４）　（略）

（基準の特例）

第34条の３　この章（第30条、第31条の７及び第32条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長がその品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

（劇場等の客席）

第35条　劇場等の屋内の客席は、次に定めるところによらなければならない。

（１）～（５）　（略）

第36条　劇場等の屋外の客席は、次に定めるところによらなければならない。

（１）～（４）　（略）

（劇場等の定員）

第39条　劇場等の関係者は、次の各号に定めるところにより、収容人員の適正化に務めなければならない。

（１）　客席の部分ごとに、次のアからウまでによって算定した数の合計数（以下「定員」という。）をこえて客を入場させないこと。

ア～ウ　（略）

（２）～（４）　（略）

（屋外催しに係る防火管理）

第42条の３　前条第１項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

（１）～（６）　（略）

２　（略）

（火を使用する設備等の設置の届出）

第44条　火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

（１）～（９）　（略）

(10)　（略）

(11)　（略）

（劇場等の定員）

第39条　劇場等の関係者は、次に定めるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。

（１）　客席の部分ごとに、次のアからウまでによって算定した数の合計数（以下「定員」という。）を超えて客を入場させないこと。

ア～ウ　（略）

（２）～（４）　（略）

（屋外催しに係る防火管理）

第42条の３　前条第１項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）、次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

（１）～（６）　（略）

２　（略）

（火を使用する設備等の設置の届出）

第44条　火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

（１）～（９）　（略）

(10)　急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

(11)　（略）

(12)　（略）

| | |
|---|---|
| (12)　（略） | (13)　（略） |
| (13)　（略） | (14)　（略） |
| (14)　水素ガスを充てんする気球 | (15)　水素ガスを充填する気球 |
| （火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） | （火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） |
| 第45条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。ただし、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第25条第１項及び宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）別表１の４の項に基づく市長の許可を受けた者は、この限りでない。 | 第45条　次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。ただし、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第25条第１項及び宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）別表１の４の項に基づく市長の許可を受けた者は、この限りでない。 |
| （１）～（６）　（略） | （１）～（６）　（略） |
| （防火対象物の消防用設備等の状況の公表） | （防火対象物の消防用設備等の状況の公表） |
| 第47条の２　消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれらに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。 | 第47条の２　消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が法、令若しくはこれらに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。 |
| ２・３　（略） | ２・３　（略） |
| （委任） | （委任） |
| 第48条　この条例の実施のための手続その他施行について必要な事項は、市長が定める。 | 第48条　この条例の実施のための手続その他この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。 |
| 第７章　罰則 | 第７章　罰則 |
| （罰則） | |
| 第49条　（略） | 第49条　（略） |
| 第50条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を | 第50条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科 |

科する。

2　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

別表第１（第３条、第18条関係）

| 種類 | | | | | | 離隔距離(cm) | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 入力 | 上方 | 側方 | 前方 | 後方 | 備考 |
| （略） | | | | | | | | | | |
| 乾燥以外 | （略） | | | | | | | | | |
| （略） | | | | | | | | | | |
| 給湯湯沸設備 | 気体燃料 | 不燃以外 | （略） | | | | | | | |
| | | | 密閉式 | （略） | | | | | | |
| | | | | 瞬間型 | 調理台型 | （略） | | | | |
| | | | | | 壁掛け型、据置型 | （略） | | | | |
| | | | （略） | | | | | | | |
| | （略） | | | | | | | | | |
| （略） | | | | | | | | | | |
| 電気ストーブ | 電気 | 不燃以外 | （略） | | | | | | | |
| | | 不燃 | （略） | | | | | | | |

する。

2　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

別表第１（第３条、第18条関係）

| 種類 | | | | | | 離隔距離(cm) | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 入力 | 上方 | 側方 | 前方 | 後方 | 備考 |
| （略） | | | | | | | | | | |
| 乾燥設備 | （略） | | | | | | | | | |
| （略） | | | | | | | | | | |
| 給湯湯沸設備 | 気体燃料 | 不燃以外 | （略） | | | | | | | |
| | | | 密閉式 | （略） | | | | | | |
| | | | | 瞬間型 | 調理台型 | （略） | | | | |
| | | | | | 壁掛け型、据置型 | （略） | | | | |
| | | | （略） | | | | | | | |
| | （略） | | | | | | | | | |
| （略） | | | | | | | | | | |
| 電気ストーブ | 電気 | 不燃以外 | （略） | | | | | | | |
| | | 不燃 | （略） | | | | | | | |

| | |
|---|---|
| （略）<br>備考<br>１～３　（略）<br>別表第３（第33条、第34条、第34条の２、第46条関係）<br>（略）<br>備考<br>（１）～（５）　（略）<br>（６）　可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（１気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。）をいう。<br>ア　引火点が40度以上100度未満<br>イ　引火点が70度以上100度未満<br>ウ・エ　（略）<br>（７）～（９）　（略） | （略）<br>備考<br>１～３　（略）<br>別表第３（第33条、第34条、第34条の２、第46条関係）<br>（略）<br>備考<br>（１）～（５）　（略）<br>（６）　可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（１気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。）をいう。<br>ア　引火点が40度以上100度未満のもの<br>イ　引火点が70度以上100度未満のもの<br>ウ・エ　（略）<br>（７）～（９）　（略） |

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第11条の２第１項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議案第125号関係資料

## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：消防局予防課】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 条例名 | 都城市火災予防条例の一部を改正する条例 | | |
| 制定改廃区分 | □ 新規制定　■ 一部改正　□ 全部改正　□ 廃止 | | |
| 施行予定日 | 令和３年４月１日 | 制定年月 | 平成18年１月 |
| 制定改廃の目的・背景 | 電気自動車ユーザーの走行距離の延伸ニーズの増加や電気自動車に搭載される電池の低価格化、大容量の電池を搭載した電気自動車の開発に伴い、今後、高出力の急速充電設備の普及が更に加速することが予想される。<br>しかし、現行の基準では、全出力50キロワットを超える急速充電設備は「変電設備」の規制を受けるため、電気自動車の運転手が充電できないことなど、使用実態と合わない部分が生じることになる。<br>このようなことから、急速充電設備の全出力の上限が200キロワットまで拡大されることになり、また、併せて急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例の制定基準についても、所要の規定が整備されることになった。<br>これに伴い、都城市火災予防条例についても同様の改正を行うもの。 | | |
| 条例案の概要（制定理由・主な改正点） | １　第11条の２「急速充電設備」の条文にある「電気を動力源とする自動車等」の表現を「電気自動車等」とし、急速充電設備の全出力の上限を「200キロワット」に改正する。<br>２　屋外に設ける場合は、建築物から３メートル以上の離隔距離が必要となる規定を第11条の２第１項に新たに追加する。<br>３　「コネクター」に関する規定、「充電用ケーブル」を冷却するために液体を用いる場合の規定、「複数の充電ケーブル」を有する場合の規定を第11条の２第１項に新たに追加する。<br>４　急速充電設備の位置、構造及び管理の規定として、第11条の２第１項に規定されている蓄電池を内蔵している急速充電設備ついて、全出力が拡大されたことにより、従前の規定を見直すとともに、新たに必要とされる安全対策として、温度の異常を自動的に検知する構造の規定及び制御機能の異常を自動的に検知する構造の規定を新たに追加する。<br>５　全出力50キロワットを超える急速充電設備を設置する場合の届出規定を第44条に新たに追加する。<br>６　その他字句等の修正を行う。 | | |
| 関係する法令及びその条項 | 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令 | | |
| 制定改廃を要する関係条例等 | なし | | |
| 備考 | なし | | |

議案第１２６号

都城市山田町公の施設条例等の一部を改正する条例の制定について

都城市山田町公の施設条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市山田町公の施設条例等の一部を改正する条例

（都城市山田町公の施設条例の一部改正）

第１条　都城市山田町公の施設条例（平成18年条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| （利用の許可）<br>第４条　公の施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、事前に利用の申請を行い、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。<br>２　市長は、前項の規定により許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。<br>（１）～（４）　（略）<br>３　（略）<br>（利用の制限）<br>第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、公の施設の利用を制限し、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。<br>（１）～（５）　（略）<br>（６）　前各号に掲げるものほか、公の施設の管理運営上支障があると認められる者<br>（使用料）<br>第10条　公の施設の使用料は、別表第３及び別表第４の料率を適用して得た額とする。<br>（使用料の減免及び還付）<br>第11条　（略） | （利用の許可）<br>第４条　公の施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、事前に利用の申請を行い、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。<br>２　市長は、前項の規定により許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。<br>（１）～（４）　（略）<br>３　（略）<br>（利用の制限）<br>第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、公の施設の利用を制限し、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。<br>（１）～（５）　（略）<br>（６）　前各号に掲げる者のほか、公の施設の管理運営上支障があると認められる者<br>（使用料）<br>第10条　公の施設の使用料は、別表第３の料率を適用して得た額とする。<br>（使用料の減免及び還付）<br>第11条　（略） |

２　前項の規定にかかわらず、別表第４に掲げる施設の利用に関し、別表第５に掲げる事由に該当するときは、使用料を徴収しない。ただし、事由１に該当する場合を除き、照明設備使用料は、徴収する。

３　市長は、前２項に掲げる場合のほか、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

４　（略）

別表第１（第１条関係）

| 名称 | 設置目的 | 位置 |
|---|---|---|
| 都城市山田体育館 | 市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成 | 都城市山田町山田3717番地１ |
| 都城市山田木之川内体育センター | 市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成 | 都城市山田町山田9371番地 |
| 都城市山田農業者トレーニングセンター | 農業者の健康増進及び地域住民の連帯感の醸成 | 都城市山田町中霧島3263番地１ |
| 都城市山田温泉交流センター | （略） | |
| （略） | | |

別表第２（第３条関係）

| 施設名 | 利用時間 | 休業日 |
|---|---|---|
| 都城市山田体育館 | 午前８時から午後10時まで | １月１日から１月３日まで及び12月29日から12月31日まで |
| 都城市山田木之 | 〃 | 〃 |

２　市長は、前項に掲げる場合のほか、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

３　（略）

別表第１（第１条関係）

| 名称 | 設置目的 | 位置 |
|---|---|---|
| 都城市山田温泉交流センター | （略） | |
| （略） | | |

別表第２（第３条関係）

| 施設名 | 利用時間 | 休業日 |
|---|---|---|
| | | |

| | | |
|---|---|---|
| 川内体育センター | | |
| 都城市山田農業者トレーニングセンター | 午前８時から午後10時まで | 〃 |
| 都城市山田温泉交流センター | （略） | |
| （略） | | |

別表第４（第10条、第11条関係）

１　都城市山田体育館

| 区分 | | | | | 単位 | 基礎額 | 単位当たりの使用料の額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 競技場 | アマチュア | 入場料を徴収しない場合 | 高校生以下 | 全面 | 1時間 | 300円 | 基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 |
| | | | 大人 | 全面 | 同上 | 600円 | 同上 |
| | | 入場料を徴収する場合 | 高校生以下 | 全面 | 同上 | 900円 | 同上 |
| | | | 大人 | 全面 | 同上 | 1,800円 | 同上 |
| | アマ | 入場料を徴 | 全 | 同 | | 3,300円 | 同上 |

| | |
|---|---|
| 都城市山田温泉交流センター | （略） |
| （略） | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| チュア以外 | 収しない場合 | 面 | 上 | | |
| | 入場料を徴収する場合 | 全面 | 同上 | 9,900円 | 同上 |
| 競技場の３分の２を利用する場合 | | | 同上 | 全面利用の場合の３分の２に相当する額 | 同上 |
| 競技場の２分の１を利用する場合 | | | 同上 | 全面利用の場合の２分の１に相当する額 | 同上 |
| 競技場の３分の１を利用する場合 | | | 同上 | 全面利用の場合の３分の１に相当する額 | 同上 |
| 照明設備（１団体当たり） | | | 同上 | 200円 | 同上 |

備考

１　単位が１時間の場合において、利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については１時間とみなして、上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する（次表において同

じ。）。

2　「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず、入場することについて徴収される入場の対価その他これに類するものをいう（次表において同じ。）。

3　高校生には、高等専門学校に在学する者を含む（次表において同じ。）。

2　都城市木之川内体育センター、都城市山田農業者トレーニングセンター

| 区分 | | | | | 単位 | 基礎額 | 単位当たりの使用料の額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 競技場 | ミニバレーコート（1面当たり） | アマチュア | 入場料を徴収しない場合 | 高校生以下 | 1時間 | 50円 | 基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 |
| | | | | 大人 | 同上 | 100円 | 同上 |
| | | | 入場料を徴収する場合 | 高校生以下 | 同上 | 150円 | 同上 |
| | | | | 大人 | 同上 | 300円 | 同上 |
| | | アマチュア | 入場料を徴収しない場合 | | 同上 | 1,600円 | 同上 |
| | | | 入場料を徴収する場合 | | 同上 | 4,800円 | 同上 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 以外 | | | | | |
| | バレーコート（1面当たり） | アマチュア | 入場料を徴収しない場合 | 高校生以下 | 同上 | 100円 | 同上 |
| | | | | 大人 | 同上 | 200円 | 同上 |
| | | | 入場料を徴収する場合 | 高校生以下 | 同上 | 300円 | 同上 |
| | | | | 大人 | 同上 | 600円 | 同上 |
| | | アマチュア以外 | 入場料を徴収しない場合 | | | 1,600円 | 同上 |
| | | | 入場料を徴収する場合 | | 同上 | 4,800円 | 同上 |
| | 照明設備（1団体当たり） | | | | 同上 | 200円 | 同上 |
| 会議室（都城市山田農業者トレーニングセンター） | | | | | 同上 | 400円 | 同上 |

別表第5（第11条関係）

| 区分 | 利用の形態 |
|---|---|
| 事由1 | （1）　市が市の行事で利用する場合 |

| | | |
|---|---|---|
| | （２）　市の機関が当該機関の行事で利用する場合<br>（３）　国又は他の地方公共団体が主催する行事で利用する場合<br>（４）　市が共催する行事で利用する場合 | |
| 事由２ | （１）　市・地区社会教育関係団体等連絡協議会が主催する行事で利用する場合<br>（２）　市・地区各種社会教育関係団体連絡協議会が主催する行事で利用する場合<br>（３）　自治公民館が主催する行事で利用する場合<br>（４）　市・地区体育協会が主催する行事で利用する場合<br>（５）　福祉に係る地区連絡協議会が主催する行事で利用する場合<br>（６）　市内の市民公益活動団体が主催する行事で利用する場合<br>（７）　市内の学校単位以上によるPTAが主催する行事で利用する場合<br>（８）　市・地区ボランティア連絡協議会が主催する行事で利用する場合<br>（９）　市内のスポーツ少年団がその活動に利用する場合<br>(10)　指定管理者が主催する公益目的の行事で利用する場合<br>(11)　市内の65歳以上又は未就学児のグループがその活動に利用する場合 | |

（都城市地区体育館条例の一部改正）

第２条　都城市地区体育館条例（平成18年条例第283号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

## 改正前

（名称及び位置）

第２条　地区体育館の名称及び位置は、次表のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| （略） | |
| 都城市石山体育センター | （略） |
| （略） | |

（使用料の減免）

第16条　別表第２に掲げる事項に該当するときは、使用料を徴収しない。ただし、公用又は公共的利用の場合を除き、照明設備使用料は、徴収する。

２　（略）

別表第１（第15条関係）

| 区分 | | | | 単位 | 基礎額 | 単位当たりの使用料の額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ミニバレーコート（１面当たり） | アマチュアスポーツ | 入場料を徴収しない場合 | 高校生以下 | （略） | | 基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地 |

## 改正後

（名称及び位置）

第２条　地区体育館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| （略） | |
| 都城市石山体育センター | （略） |
| 都城市山田木之川内体育センター | 都城市山田町山田9371番地 |
| 都城市山田谷頭トレーニングセンター | 都城市山田町中霧島3263番地1 |
| （略） | |

（使用料の減免）

第16条　別表第２に掲げる事項に該当するときは、使用料を徴収しない。ただし、公用又は公共的利用の場合を除き、照明設備使用料及び冷暖房設備使用料は、徴収する。

２　（略）

別表第１（第15条関係）

１　体育館

| 区分 | | | | 単位 | 基礎額 | 単位当たりの使用料の額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ミニバレーコート（１面当たり） | アマチュアスポーツ | 入場料を徴収しない場合 | 高校生以下 | （略） | | 基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 |
| | | | （略） | | |
| | | （略） | | | |
| | （略） | | | | |
| （略） | | | | | |

備考

1　利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については１時間とみなして、単位当たりの使用料の額を適用して計算する。

２・３　（略）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（以下「消費税及び地方消費税相当額」という。）との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 |
| | | | （略） | | |
| | | （略） | | | |
| | （略） | | | | |
| （略） | | | | | |

備考

1　利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については１時間とみなして、単位当たりの使用料の額を適用して計算する（次表において同じ。）。

２・３　（略）

2　都城市山田谷頭トレーニングセンターの附属施設

| 区分 | | 単位 | 基礎額 | 単位当たりの使用料の額 |
|---|---|---|---|---|
| 和室 | 室利用 | 1時間 | 200円 | 基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 |
| | 冷暖房設備 | 同上 | 100円 | 同上 |
| 会議室 | | 同上 | 200円 | 同上 |
| 多目的室 | 室利用 | 同上 | 100円 | 同上 |
| | 照明設備 | 同上 | 100円 | 同上 |

（都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部改正）

第３条　都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成22年条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| （指定管理者による管理）<br>第３条　市長は、公園及び公園施設（以下「公園等」という。）の管理を法人その他の団体で市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。<br>（利用時間及び休園日）<br>第８条　別表第２第１号から第６号までに掲げる公園内の施設のうち有料のもの（以下「有料施設」という。）の利用時間及び休園日は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。 | （指定管理者による管理）<br>第３条　市長は、公園及び公園施設（以下「公園等」という。）の管理を法人その他の団体で市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。<br>（利用時間及び休園日）<br>第８条　別表第２第１号から第７号までに掲げる公園内の施設のうち有料のもの（以下「有料施設」という。）の利用時間及び休園日は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。 |

| 区分 | 利用時間 | 休園日 |
| --- | --- | --- |
| 市民広場、山田第２運動公園 | （略） | |
| （略） | | |

２　別表第２第１号から第６号までに掲げる公園内の施設のうち有料施設以外の施設の利用時間及び休園日は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

| （略） |
| --- |

（使用料等の減免等）

第21条　別表第２第１号に掲げる施設の利用に関し、別表第４に掲げる事由に該当するときは、使用料を徴収しない。ただし、公用又は公共的利用に該当する場合を除き、照明設備及び冷暖房設備に係る使用料は徴収する。

２～４　（略）

（罰則）

第29条　（略）

（両罰規定）

第30条　（略）

（委任）

第31条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

別表第１（第２条関係）

| 名称 | 位置 |
| --- | --- |
| （略） | |

| 区分 | 利用時間 | 休園日 |
| --- | --- | --- |
| 市民広場、山田第２運動公園、山田体育館 | （略） | |
| （略） | | |

２　別表第２第１号から第７号までに掲げる公園内の施設のうち有料施設以外の施設の利用時間及び休園日は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

| （略） |
| --- |

（使用料等の減免等）

第21条　別表第２第１号及び第７号に掲げる施設の利用に関し、別表第４に掲げる事由に該当するときは、使用料を徴収しない。ただし、公用又は公共的利用に該当する場合を除き、照明設備及び冷暖房設備に係る使用料は、徴収する。

２～４　（略）

（委任）

第29条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

（罰則）

第30条　（略）

（両罰規定）

第31条　（略）

別表第１（第２条関係）

| 名称 | 位置 |
| --- | --- |
| （略） | |

| | |
|---|---|
| かかしの里市民広場 | （略） |

別表第２（第８条関係）

（１）　市民広場、山田第２運動公園、一堂ヶ丘公園運動広場及び芝公園

| |
|---|
| （略） |

備考

１　単位が１時間の場合において、利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については１時間とみなして、上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する（第２号、第３号、第４号及び第６号において同じ。）。

２　「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず、入場することについて徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。

３　高校生には、高等専門学校に在学する者を含む（第６号において同じ。）。

（２）～（６）　（略）

| | |
|---|---|
| かかしの里市民広場 | （略） |
| 山田体育館 | 都城市山田町山田3717番地１ |

別表第２（第８条関係）

（１）　市民広場、山田第２運動公園、一堂ヶ丘公園運動広場及び芝公園

| |
|---|
| （略） |

備考

１　単位が１時間の場合において、利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については１時間とみなして、上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する（第２号、第３号、第４号、第６号及び第７号において同じ。）。

２　「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず、入場することについて徴収される入場の対価その他これに類するものをいう（第７号において同じ。）。

３　高校生には、高等専門学校に在学する者を含む（第６号及び第７号において同じ。）。

（２）～（６）　（略）

（７）　山田体育館

| 区分 | | | | 単位 | 基礎額 | 単位当たりの使用料の額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| アマチュアスポーツ | 入場料を徴収しない場合 | 高校生以下 | 全面 | １時間 | 300円 | 基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 |
| | | 大人 | 全面 | 同上 | 600円 | 同上 |
| | 入場料を徴収する場合 | 高校生以下 | 全面 | 同上 | 900円 | 同上 |
| | | 大人 | 全面 | 同上 | 1,800円 | 同上 |
| アマチュアスポーツ以外 | 入場料を徴収しない場合 | | 全面 | 同上 | 3,300円 | 同上 |
| | 入場料を徴収する場合 | | 全面 | 同上 | 9,900円 | 同上 |
| 競技場の3分の2を利用する場合 | | | | 同上 | 全面利用 | 同上 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | の場合の3分の2に相当する額 | |
| 競技場の2分の1を利用する場合 | 同上 | 全面利用の場合の2分の1に相当する額 | 同上 |
| 競技場の3分の1を利用する場合 | 同上 | 全面利用の場合の3分の1に相当する額 | 同上 |
| 照明設備（1団体当たり） | 同上 | 200円 | 同上 |

附　則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 126 号関係資料

## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：山田総合支所地域振興課・教育委員会スポーツ振興課】

<table>
<tr><td>条例名</td><td colspan="3">都城市山田町公の施設条例等の一部を改正する条例</td></tr>
<tr><td>制定改廃区分</td><td colspan="3">☐ 新規制定　■ 一部改正　☐ 全部改正　☐ 廃止</td></tr>
<tr><td>施行予定日</td><td>令和３年４月１日</td><td>制定年月</td><td>山田町公の施設条例、地区体育館条例<br>平成 18 年１月<br>都市公園以外の公園に関する条例<br>平成 22 年 12 月</td></tr>
<tr><td>制定改廃の目的・背景</td><td colspan="3">都城市山田町公の施設条例は、都城市山田体育館等の３つの体育館、都城市山田温泉交流センター等、山田町にある目的の異なる７つの施設を包括している。<br>このうち、３つの体育館について、都城市山田体育館を都城市都市公園以外の公園に関する条例に、都城市山田木之川内体育センター及び都城市山田農業者トレーニングセンターを都城市地区体育館条例にそれぞれ移管するため、関係条例の改正を行うもの。</td></tr>
<tr><td>条例案の概要（制定理由・主な改正点）</td><td colspan="3">１　都城市山田町公の施設条例の一部改正<br>（１）　都城市山田体育館、都城市山田木之川内体育センター及び都城市山田農業者トレーニングセンターに関する規定の削除（別表第１、別表第２、別表第４）<br>（２）　別表第４の削除に伴う修正及び別表の削除<br>①第 10 条中「別表第３及び別表第４」を「別表第３」に改正<br>②第 11 条第２項の削除及びそれに伴う項ズレ等の改正<br>③別表第５の削除<br><br>２　都城市地区体育館条例の一部改正<br>（１）　都城市山田農業者トレーニングセンターの名称を新たに都城市山田谷頭トレーニングセンターとし、同センター及び都城市山田木之川内体育センターを追加（第２条表）<br>（２）　都城市山田谷頭トレーニングセンターの附属施設の使用料を追加（別表第１）<br><br>３　都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部改正<br>都城市山田体育館を追加</td></tr>
<tr><td>関係する法令及びその条項</td><td colspan="3">なし</td></tr>
<tr><td>制定改廃を要する関係条例等</td><td colspan="3">なし</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">なし</td></tr>
</table>

議案第１２６号及び議案第１３６号関係資料

都 使 審 第 1 号
令和２年 10 月８日

都城市長　池田　宜永　様

都城市使用料等審議会
会 長　西川　英男

使用料等の額の制定について（答申）

令和２年９月２４日付け都財第３５０号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

１　都城市地区体育館条例の一部改正について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表１]のとおり制定することが適当である。

２　都城市道の駅山之口条例の一部改正について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表２]のとおり制定することが適当である。

審議会委員
会　長　西　川　英　男
委　員　蓑　原　行　満
横　山　幸　子
福　留　浪　子
長　友　佳奈美
上　原　誠　史

［別表１］

都城市地区体育館条例の一部改正　別表第１（第 15 条関係）（抜粋）

２　都城市山田谷頭トレーニングセンターの附属施設

| 区分 | | 単位 | 基礎額 | 単位当たりの使用料の額 |
|---|---|---|---|---|
| 和室 | 室利用 | １時間 | 200 円 | 基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 |
| | 冷暖房設備 | 同上 | 100 円 | 同上 |
| 会議室 | | 同上 | 200 円 | 同上 |
| 多目的室 | 室利用 | 同上 | 100 円 | 同上 |
| | 照明設備 | 同上 | 100 円 | 同上 |

［別表２］

都城市道の駅山之口条例の一部改正　別表（第 15 条関係）（抜粋）

| 区分 | 単位 | 基礎額 | 単位当たりの使用料の額 |
|---|---|---|---|
| （略） | | | |
| 前処理室 | （略） | | |
| プレハブ冷蔵庫 | １日１区画 | 100 円 | 同上 |
| プレハブ冷凍庫 | １日１区画 | 60 円 | 同上 |

議案第１２７号

都城市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

都城市保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市保育所条例の一部を改正する条例

都城市保育所条例（平成18年条例第113号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
（特別保育）<br>
第７条　（略）<br>
２・３　（略）<br>
４　前項の特別保育料の額は、次表のとおりとする。<br>
（略）<br>
別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>都城市大王保育所</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>都城市天神保育所</td><td>都城市天神町19街区18号</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>都城市中郷保育所</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>都城市豊満保育所</td><td>都城市豊満町1831番地２</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
（特別保育）<br>
第７条　（略）<br>
２・３　（略）<br>
４　前項の特別保育料の額は、次の表のとおりとする。<br>
（略）<br>
別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>都城市大王保育所</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>都城市中郷保育所</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

議案第127号関係資料

## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部保育課】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 条例名 | 都城市保育所条例の一部を改正する条例 | | |
| 制定改廃区分 | □ 新規制定　■ 一部改正　□ 全部改正　□ 廃止 | | |
| 施行予定日 | 令和３年４月１日 | 制定年月 | 平成18年１月 |
| 制定改廃の目的・背景 | 運営を休止している天神保育所及び豊満保育所について、保育所としての用途を廃止するため、所要の改正を行うもの | | |
| 条例案の概要（制定理由・主な改正点） | 別表の「都城市天神保育所」、「都城市豊満保育所」、「都城市天神町19街区18号」及び「都城市豊満町1831番地２」を削除する。<br><br>※今後の２施設の活用方針<br>・天神保育所…公売予定<br>・豊満保育所…倉庫として活用予定 | | |
| 関係する法令及びその条項 | なし | | |
| 制定改廃を要する関係条例等 | なし | | |
| 備考 | なし | | |

議案第１２８号

都城市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について

都城市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

都城市養護老人ホーム条例（平成18年条例第129号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
（名称及び位置）<br>
第２条　養護老人ホームの名称及び位置は、次の表のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>都城市高城養護老人ホーム友愛園</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>都城市山田養護老人ホーム霧峰園</td><td>都城市山田町中霧島2511番地1</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
（定員）<br>
第３条　養護老人ホームの入所者の定員は、次の各号に掲げる施設に応じ、当該各号に定める人数とする。<br>
（１）　（略）<br>
（２）　都城市山田養護老人ホーム霧峰園　50人<br>
（３）　（略）<br>
２　（略）<br>
（事業）<br>
第４条　養護老人ホームにおいて行う事業は、次に掲げるとおりとする。<br>
（１）　（略）<br>
（２）　おおむね65歳以上の者であって、虐待等により生命若しくは身体に危険が及んでいるもの又はそのおそれのあるも
</td><td>
（名称及び位置）<br>
第２条　養護老人ホームの名称及び位置は、次の表のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>都城市高城養護老人ホーム友愛園</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
（定員）<br>
第３条　養護老人ホームの入所者の定員は、次の各号に掲げる施設に応じ、当該各号に定める人数とする。<br>
（１）　（略）<br>
（２）　（略）<br>
２　（略）<br>
（事業）<br>
第４条　養護老人ホームにおいて行う事業は、次に掲げるとおりとする。<br>
（１）　（略）<br>
（２）　おおむね65歳以上の者であって、虐待等により生命若しくは身体に危険が及んでいるもの又はそのおそれのあるも
</td></tr>
</table>

| | |
|---|---|
| の、介護者の疾病その他の理由により一時的に介護を受けられなくなったもの等を短期間入所させ、養護すること（都城市山田養護老人ホーム霧峰園を除く。）。<br>（３）　（略）<br>（利用料金等の徴収）<br>第10条　（略）<br>２　（略）<br>３　市長は、養護老人ホームの適正な管理及び有効な活用を図るため必要と認める場合は、第１項の利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、当該利用料金は、第１項の規定にかかわらず、別表に定める範囲内において指定管理者が定めるものとし、その額については、あらかじめ市長の承認を得なければならない。<br>４　（略） | の、介護者の疾病その他の理由により一時的に介護を受けられなくなったもの等を短期間入所させ、養護すること。<br>（３）　（略）<br>（利用料金等の徴収）<br>第10条　（略）<br>２　（略）<br>３　市長は、養護老人ホームの適正な管理及び有効な活用を図るため必要と認める場合は、第１項の利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、当該利用料金は、同項に定める範囲内において指定管理者が定めるものとし、その額については、あらかじめ市長の承認を得なければならない。<br>４　（略） |

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

議案第128号関係資料

## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部福祉課】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 条例名 | 都城市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例 | | |
| 制定改廃区分 | □ 新規制定　■ 一部改正　□ 全部改正　□ 廃止 | | |
| 施行予定日 | 令和３年４月１日 | 制定年月 | 平成18年１月 |
| 制定改廃の目的・背景 | 都城市山田養護老人ホーム霧峰園は、昭和58年に新築移転され、公設の施設として運営を続けてきたが、今回、民間事業者のノウハウを生かした効率的な運営を目的として、当該施設を民間に譲渡するため、所要の改正を行うもの。 | | |
| 条例案の概要（制定理由・主な改正点） | １　都城市山田養護老人ホーム霧峰園に関する規定の改正<br>第２条の表中「都城市山田養護老人ホーム霧峰園」、「都城市山田町中霧島2511番地１」を削除する。<br>第３条第２号、第４条第２号に出てくる「都城市山田養護老人ホーム霧峰園」に関する記述を削除する。<br><br>２　誤表記の修正（第10条）<br>本条例に別表はないため、第10条第３項を次のように改める。<br>「第１項の規定にかかわらず、別表に定める範囲内」<br>↓<br>「同項に定める範囲内」 | | |
| 関係する法令及びその条項 | なし | | |
| 制定改廃を要する関係条例等 | なし | | |
| 備考 | なし | | |

議案第１２９号

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

都城市国民健康保険税条例（平成18年条例第157号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| （保険税の減額）<br>第27条　次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額から別表第４に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額から、合併前の地区に応じ、それぞれ別表第５に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第４項本文の介護納付金課税額から、合併前の地区に応じ、それぞれ別表第６に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。<br>（１）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者（以下「７割軽減対象者」という。） | （保険税の減額）<br>第27条　次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額から別表第４に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額から別表第５に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第４項本文の介護納付金課税額から別表第６に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。<br>（１）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える |

| | |
|---|---|
| | 者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者（以下「７割軽減対象者」という。） |
| （２）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後５年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）１人につき28万５千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。以下「５割軽減対象者」という。） | （２）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後５年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）１人につき28万５千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。以下「５割軽減対象者」という。） |
| （３）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。以下「２割軽減対象者」という。） | （３）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。以下「２割軽減対象者」という。） |
| ２　（略） | ２　（略） |
| 附　則 | 附　則 |

| | |
|---|---|
| （公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例）<br>５　当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第27条第１項の規定の適用については、同条中「法第703条の５に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の５に規定する総所得金額（所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。 | （公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例）<br>５　当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第27条第１項の規定の適用については、同条中「法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の５に規定する総所得金額（所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。 |

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の都城市国民健康保険税条例の規定は、令和３年度以降の国民健康保険税について適用し、令和２年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第129号関係資料

# 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部保険年金課】

<table>
<tr><td>条例名</td><td colspan="3">都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例</td></tr>
<tr><td>制定改廃区分</td><td colspan="3">□ 新規制定　■ 一部改正　□ 全部改正　□ 廃止</td></tr>
<tr><td>施行予定日</td><td>令和３年１月１日</td><td>制定年月</td><td>平成18年１月</td></tr>
<tr><td>制定改廃の目的・背景</td><td colspan="3">令和３年１月１日施行の所得税法の改正により、給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除へ10万円が振替えられる等の個人所得課税の見直しが行われる。<br>これに伴い、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者が２人以上いる世帯においては、国民健康保険税の軽減措置に影響が生じるおそれがある。<br>このため、地方税法施行令が令和３年１月１日に改正されるのに併せて、国民健康保険税の負担水準に大きな影響が生じないように軽減判定基準を見直し、所要の改正を行うもの。</td></tr>
<tr><td>条例案の概要（制定理由・主な改正点）</td><td colspan="3">○国民健康保険税の減額　第２７条第１項　１号～３号<br>国保税の軽減判定所得基準額の引上げ
<table>
<tr><td>軽減区分</td><td>【現行】</td><td>【改正後】</td></tr>
<tr><td>７割軽減</td><td>基礎控除額(33万円)を超えない</td><td>基礎控除額(43万円)＋10万円×（給与所得者等（※１）の数－1）を超えない</td></tr>
<tr><td>５割軽減</td><td>基礎控除額(33万円)＋（28.5万円×被保険者数）を超えない</td><td>基礎控除額(43万円)＋10万円×（給与所得者等（※１）の数－1）＋（28.5万円×被保険者数）を超えない</td></tr>
<tr><td>２割軽減</td><td>基礎控除額(33万円)＋（52万円×被保険者数）を超えない</td><td>基礎控除額(43万円）＋10万円×（給与所得者等（※１）の数－1）＋（52万円×被保険者数）を超えない</td></tr>
</table>
※１　給与所得者等･･･一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者<br><br>○公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例　附則第５項<br>軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備</td></tr>
<tr><td>関係する法令及びその条項</td><td colspan="3">地方税法第703条の５<br>地方税法施行令第56条の89</td></tr>
<tr><td>制定改廃を要する関係条例等</td><td colspan="3">なし</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">なし</td></tr>
</table>

議案第１３０号

都城市地区体育館条例の一部を改正する条例の制定について

都城市地区体育館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市地区体育館条例の一部を改正する条例

都城市地区体育館条例（平成18年条例第283号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
（名称及び位置）<br>
第２条　地区体育館の名称及び位置は、次表のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>都城市上長飯一万城地区体育館</td><td>都城市上長飯町67号３番地１</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
（指定管理者の指定）<br>
第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、地区体育館の管理を行わせるのに最も適した者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。<br>
（１）～（４）　（略）<br>
（５）　前各号に掲げるものほか、第１条の設置の目的（以下「設置目的」という。）を達成するために十分な能力を有している者<br>
２　（略）<br>
（利用の許可）<br>
第９条　施設等を利用しようとする者は、規則で定めるとことにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。<br>
２　指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはなら
</td><td>
（名称及び位置）<br>
第２条　地区体育館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>都城市妻ケ丘地区体育館</td><td>都城市一万城町14号１番地１</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
（指定管理者の指定）<br>
第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、地区体育館の管理を行わせるのに最も適したものを選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。<br>
（１）～（４）　（略）<br>
（５）　前各号に掲げる者のほか、第１条の設置の目的（以下「設置目的」という。）を達成するために十分な能力を有している者<br>
２　（略）<br>
（利用の許可）<br>
第９条　施設等を利用しようとする者は、規則で定めるとことにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。<br>
２　指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはなら
</td></tr>
</table>

| | |
|---|---|
| ない。<br>（１）～（４）　（略）<br>３　（略）<br>（指定の取消し等）<br>第20条　市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。<br>２　（略） | ない。<br>（１）～（４）　（略）<br>３　（略）<br>（指定の取消し等）<br>第20条　市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。<br>２　（略） |

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年10月１日から施行する。

（準備行為）

２　前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の都城市妻ケ丘地区体育館に係る利用の許可、使用料の徴収等の準備行為については、施行日前においても行うことができる。

議案第130号関係資料

## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：教育委員会スポーツ振興課】

<table>
<tr><td>条例名</td><td colspan="3">都城市地区体育館条例の一部を改正する条例</td></tr>
<tr><td>制定改廃区分</td><td colspan="3">□ 新規制定　■ 一部改正　□ 全部改正　□ 廃止</td></tr>
<tr><td>施行予定日</td><td>令和３年10月１日</td><td>制定年月</td><td>平成18年１月</td></tr>
<tr><td>制定改廃の目的・背景</td><td colspan="3">妻ケ丘地区に在る都城市上長飯一万城地区体育館は、昭和51年度に建設され、今年度で築44年が経過する。<br>平成30年度に実施した耐震診断の結果、耐震補強が困難という判定結果から、住民説明会等を経て、都城東公園内に地区体育館を移転新築することになった。<br>また、移転新築工事をきっかけに、都城市妻ケ丘地区体育館へ名称の変更ができないか、妻ケ丘地区の自治公民館長及び地区体育協会、住民説明会において意見があった。<br>以上のことから、体育館の所在地及び名称を変更するため、所要の改正を行うもの。</td></tr>
<tr><td>条例案の概要（制定理由・主な改正点）</td><td colspan="3">体育館の移転新築に際し、所在地を変更し、併せて、体育館の名称を変更するもの。
<table>
<tr><td></td><td>名称</td><td>所在地</td></tr>
<tr><td>改正前</td><td>都城市上長飯一万城地区体育館</td><td>都城市上長飯町67号３番地１</td></tr>
<tr><td>改正後</td><td>都城市妻ケ丘地区体育館</td><td>都城市一万城町14号１番地１</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>関係する法令及びその条項</td><td colspan="3">なし</td></tr>
<tr><td>制定改廃を要する関係条例等</td><td colspan="3">なし</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">なし</td></tr>
</table>

議案第１３１号

都城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

都城市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| 附　則<br>（延滞金及び還付加算金の割合の特例）<br>第２条　当分の間、第６条第１項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。<br>２　当分の間、各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、第７条第１項に規定する還付加算金の計算の基礎となる期間であってその年に含まれる期間に対応する還付加算金についての同項の規定の適用については、同項中「年7.3パーセントの割合」とあるのは、「附則第３条第１項に規定する特例基準割合」とする。 | 附　則<br>（延滞金及び還付加算金の割合の特例）<br>第２条　当分の間、第６条第１項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第２項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。<br>２　当分の間、各年の還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、第７条第１項に規定する還付加算金の計算の基礎となる期間であってその年に含まれる期間に対応する還付加算金についての同項の規定の適用については、同項中「年7.3パーセントの割合」とあるのは、「附則第２条第２項に規定する還付加算金特例基準割合」とする。<br>３　前２項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金の額の計算において、前２項に規定する加算した |

| | |
|---|---|
| | 割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。 |

附　則

この条例は、令和３年１月１日から施行する。

議案第 131 号関係資料

# 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部保険年金課】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 条例名 | 都城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 | | |
| 制定改廃区分 | □ 新規制定　■ 一部改正　□ 全部改正　□ 廃止 | | |
| 施行予定日 | 令和３年１月１日 | 制定年月 | 平成 20 年３月 |
| 制定改廃の目的・背景 | 租税特別措置法に係る延滞金等の特例規定の改正に伴い、令和２年度税制改正により、地方税法等において、特例基準割合について「平均貸付割合」という文言が用いられるようになる等の改正があり、都城市税条例においても所要の改正が行われた。<br>本条例の延滞金及び還付加算金が例としている法、条例等においてそれらの改正が行われたため、本条例についても所要の改正を行うもの。 | | |
| 条例案の概要（制定理由・主な改正点） | １　附則第２条第１項に規定されている「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「租税特別措置法第 93 条第２項の規定により告示された割合」を「租税特別措置法第 93 条第２項に規定する平均貸付割合」に改める。<br>２　附則第２条第２項に規定されている「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に、「附則第３条第１項」を「附則第２条第２項」に改める。<br>３　附則第２条第３項として、「前２項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金の額の計算において、前２項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0.1 パーセント未満の割合であるときは、年 0.1 パーセントの割合とする。」を加える。 | | |
| 関係する法令及びその条項 | 地方税法附則第３条の２<br>租税特別措置法第 93 条第２項 | | |
| 制定改廃を要する関係条例等 | なし | | |
| 備考 | なし | | |

議案第１３２号

都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

都城市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市都市公園条例の一部を改正する条例

都城市都市公園条例（平成22年条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| （指定管理者による管理）<br>第２条　市長は、都市公園及び公園施設（以下「都市公園等」という。）の管理を法人その他の団体で市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 | （指定管理者による管理）<br>第２条　市長は、都市公園及び公園施設（以下「都市公園等」という。）の管理を法人その他の団体で市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 |
| （指定管理者の指定）<br>第４条　市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、都市公園等の管理を行わせるのに最も適した者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。<br>（１）～（４）　（略）<br>（５）　前各号に掲げるものほか、都市公園等の設置の目的（以下「設置目的」という。）を達成するために十分な能力を有している者<br>２　（略） | （指定管理者の指定）<br>第４条　市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、都市公園等の管理を行わせるのに最も適したものを選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。<br>（１）～（４）　（略）<br>（５）　前各号に掲げる者のほか、都市公園等の設置の目的（以下「設置目的」という。）を達成するために十分な能力を有している者<br>２　（略） |
| （利用の許可）<br>第９条　有料施設等を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。<br>２　指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。<br>（１）～（４）　（略） | （利用の許可）<br>第９条　有料施設等を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。<br>２　指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。<br>（１）～（４）　（略） |

| | |
|---|---|
| ３　（略） | ３　（略） |
| （使用料等の減免等） | （使用料等の減免等） |
| 第22条　有料施設等（別表第１の５　観音池公園を利用する場合の表に掲げる施設及び８　高崎総合公園の施設を利用する場合の表（６）　たちばな天文台等を除く。）の利用に関し、別表第５に掲げる事由に該当するときは、使用料を徴収しない。ただし、公用又は公共的利用に該当する場合を除き、照明設備使用料及び冷暖房設備使用料は、徴収する。 | 第22条　有料施設等（別表第１第５項及び第８項第６号に定める施設を除く。）の利用に関し、別表第５に掲げる事由に該当するときは、使用料を徴収しない。ただし、公用又は公共的利用に該当する場合を除き、照明設備使用料及び冷暖房設備使用料は、徴収する。 |
| ２～４　（略） | ２～４　（略） |
| | （委任） |
| | 第37条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。 |
| （罰則） | （罰則） |
| 第37条　（略） | 第38条　（略） |
| （両罰規定） | （両罰規定） |
| 第38条　（略） | 第39条　（略） |
| （権限の代行） | （権限の代行） |
| 第39条　法第５条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、罰則の適用については市長とみなす。 | 第40条　法第５条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、罰則の適用については、市長とみなす。 |
| （委任） | |
| 第40条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。 | |
| 別表第１（第７条、第21条関係） | 別表第１（第７条、第21条関係） |
| １　都城運動公園の運動施設を利用する場合 | １　都城運動公園の運動施設を利用する場合 |
| （１）　（略） | （１）　（略） |
| （２）　体育館 | |

| 区分 | 単位 | 基礎額 | 単位当たりの使用 |
|---|---|---|---|

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 料の額 |
| 競技場 | アマチュア | 入場料を徴収しない場合 | 高校生以下 | 1時間 | 400円 | 基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 |
| | | | 大人 | 同上 | 800円 | 同上 |
| | | 入場料を徴収する場合 | 高校生以下 | 同上 | 1,200円 | 同上 |
| | | | 大人 | 同上 | 2,400円 | 同上 |
| | アマチュア以外 | 入場料を徴収しない場合 | | 同上 | 8,000円 | 同上 |
| | | 入場料を徴収する場合 | | 同上 | 16,000円 | 同上 |
| | 競技場の3分の2以下を利用する場合 | | | 同上 | 全面利用の場合の100分の80に相当する額 | 同上 |
| | 競技場の2分の1以下を利用する場合 | | | 同上 | 全面利用の場合の100分の60に相当 | 同上 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | する額 | |
| | 競技場の３分の１以下を利用する場合 | | 同上 | 全面利用の場合の100分の４０に相当する額 | 同上 |
| | 照明設備 | 競技場の２分の１を超える利用の場合 | 同上 | 300円 | 同上 |
| | | 競技場の２分の１以下を利用する場合 | 同上 | 180円 | 同上 |
| 会議室 | 室利用（１室当たり） | | １回 | 300円 | 同上 |
| | 冷暖房設備 | | １時間 | 100円 | 同上 |

（３）　（略）

（４）　（略）

（５）　弓道場

| 区分 | | | 単位 | 基礎額 | 単位当たりの使用料の額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 競技場 | 団体利用の場合 | 高校生以下 | １時間 | 200円 | 基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 |

（２）　（略）

（３）　（略）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 大人 | 同上 | 400円 | 同上 |
| | 個人利用の場合（照明設備使用料を含む。） | 中学生以下 | 同上 | 20円 | 同上 |
| | | 高校生 | 同上 | 50円 | 同上 |
| | | 市内に住所を有する65歳以上 | 同上 | 50円 | 同上 |
| | | 上記以外 | 同上 | 100円 | 同上 |
| | 照明設備（1団体当たり） | | 同上 | 100円 | 同上 |
| 多目的室 | 室利用 | | 同上 | 100円 | 同上 |
| | 照明設備 | | 同上 | 100円 | 同上 |

（6） 洋弓場

| 区分 | 単位 | 基礎額 | 単位当たりの使用料の額 |
|---|---|---|---|
| 高校生以下（1人当たり） | 1時間 | 20円 | 基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 |
| 大人（1人当たり） | 同上 | 50円 | 同上 |

（7） 設備器具

| 区分 | | 単位 | 基礎額 | 単位当たりの使用料の額 |
|---|---|---|---|---|
| 体育 | バレーボール用具 | 1組1 | 300円 | 基礎額と消費税及び地 |

（4） 設備器具

| 区分 | | 単位 | 基礎額 | 単位当たりの使用料の額 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 館 | | 回 | | 方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 |
| | バスケットボール用具 | 同上 | 300円 | 同上 |
| | バドミントン用具 | 同上 | 300円 | 同上 |
| | ミニバレーボール用具 | 同上 | 300円 | 同上 |
| | テニス用具 | 同上 | 300円 | 同上 |
| | 卓球用具 | 同上 | 100円 | 同上 |
| | 体操用具 | 1回 | 500円 | 同上 |
| | その他の用具 | 1組1回 | 300円 | 同上 |
| | フロアシート | 1枚1回 | 50円 | 同上 |
| | 放送設備 | 1回 | 1,500円 | 同上 |
| | シャワー室 | 1人1回 | 100円 | 同上 |
| 陸上競技場 | （略） | | | |
| （略） | | | | |

（8）　武道館

| 区分 | | 単位 | 基礎額 | 単位当たりの使用料の額 |
|---|---|---|---|---|
| 団体利用の | 高校生以 | 1時間 | 200円 | 基礎額と消費税及び地方消 |

| | |
|---|---|
| 陸上競技場 | （略） |
| （略） | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 場合 | 下 | | | 費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 |
| | 大人 | 同上 | 400円 | 同上 |
| 個人利用の場合(照明設備使用料を含む。) | 中学生以下 | 同上 | 20円 | 同上 |
| | 高校生 | 同上 | 50円 | 同上 |
| | 市内に住所を有する65歳以上 | 同上 | 50円 | 同上 |
| | 上記以外 | 同上 | 100円 | 同上 |
| 照明設備(1団体当たり) | | 同上 | 200円 | 同上 |

備考　上表の金額は、柔道場1面当たりの金額(照明設備使用料を除く。)とする。

2～8　(略)

2～8　(略)

附　則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 132 号関係資料

## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：教育委員会スポーツ振興課】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 条例名 | 都城市都市公園条例の一部を改正する条例 | | |
| 制定改廃区分 | □ 新規制定　■ 一部改正　□ 全部改正　□ 廃止 | | |
| 施行予定日 | 令和３年４月１日 | 制定年月 | 平成 22 年 12 月 |
| 制定改廃の目的・背景 | 令和９年宮崎国民スポーツ大会開催に向けた庭球場の整備及び工事着手に伴い、令和３年４月から都城運動公園の体育館、弓道場、洋弓場及び武道館の施設を閉鎖することとなるため、所要の改正を行うもの。 | | |
| 条例案の概要（制定理由・主な改正点） | １　使用料に係る項目の削除<br>別表第１の１都城運動公園の運動施設を利用する場合の、(2)体育館、(5)弓道場、(6)洋弓場、(7)設備器具の中の体育館、(8)武道館を削除する。<br><br>２　その他文言の整理 | | |
| 関係する法令及びその条項 | なし | | |
| 制定改廃を要する関係条例等 | なし | | |
| 備考 | なし | | |

議案第１３３号

都城市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について

都城市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

都城市農業集落排水施設条例（平成18年条例第171号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| 目次<br>第１章～第４章　（略）<br><br>附　則<br>（定義）<br>第３条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>（１）　汚水　生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、又は付随する廃水をいう。<br>（２）　農業集落排水施設　汚水を排除するために設けられる排水管、排水渠（きょ）その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これらに接続して汚水を処理するために設けられるし尿浄化槽又はこれらの施設を補完するために設けられる施設その他の施設のうち市が設置したものをいう。<br>（３）～（５）　（略）<br>（６）　使用者　処理区域内に居住する者又は事業を営む者で農業集落排水施設を使用する者をいう。<br>（排水設備の築造義務）<br>第５条　処理区域内の土地の所有者、使用者又は占用者は、前条の規定による市長が告示した供用開始の日から速やかに排水設備の築造をしなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。 | 目次<br>第１章～第４章　（略）<br>第５章　罰則（第19条―第21条）<br>附　則<br>（定義）<br>第３条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>（１）　汚水　し尿、生活雑排水及び事業排水（工場廃水、雨水その他排水処理施設の機能を妨げるおそれのある排水を除く。）をいう。<br>（２）　農業集落排水施設　汚水を排除するために設けられる排水管、排水渠（きょ）その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これらに接続して汚水を処理するために設けられる施設又はこれらの施設を補完するために設けられる施設その他の施設のうち市が設置したものをいう。<br>（３）～（５）　（略）<br>（６）　使用者　処理区域内において汚水を排除し、農業集落排水施設を使用する者をいう。<br>（排水設備の設置等）<br>第５条　処理区域内の土地の所有者、使用者又は占用者は、農業集落排水施設の供用が開始されたときは速やかに排水設備を設置しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。 |

| | |
|---|---|
| ２　前項の排水設備は、雨水が農業集落排水施設に流入しない構造でなければならない。 | ２　排水設備の設置及び構造については、下水道法（昭和33年法律第79号）、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）、都城市公共下水道条例（平成18年条例第239号。以下「下水道条例」という。）その他の法令等に規定する基準の例による。 |
| （使用の制限） | （使用の制限） |
| 第６条　市長は、農業集落排水施設の改築、増築、修繕、掃除等をなし、又は天災その他やむを得ない事情があると認めるときは、農業集落排水施設の使用を停止し、又は制限することができる。 | 第６条　市長は、農業集落排水施設の管理上必要があるとき又は天災その他やむを得ない事情があると認めるときは、農業集落排水施設の使用を停止し、又は制限することができる。 |
| （除害施設の設置等） | （除害施設の設置等） |
| 第７条　次に定める基準に適合しない汚水を継続して排除して農業集落排水施設を使用する者（営業用又は公衆浴場用として排除する者に限る。）は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 | 第７条　次に掲げる基準に適合しない汚水を継続して排除して農業集落排水施設を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。 |
| （１）～（４）　（略） | （１）～（４）　（略） |
| （排水設備の承認） | （排水設備の計画の確認等） |
| 第８条　排水設備又は水洗便所を築造し、改造し、若しくは増築しようとする者は、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければならない。 | 第８条　排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が第５条第２項の規定に適合するものであることについて、上下水道事業管理規程で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して市長に提出し、市長の確認を受けなければならない。 |
| | ２　前項の申請者は、当該申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により申請し、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあっては、その旨を市長に書面で届け出ることをもって足りる。 |
| （排水設備工事） | （排水設備工事の実施及び検査） |
| 第９条　農業集落排水施設に排除する排水設備又は水洗便所の築 | 第９条　排水設備の新設等の工事については下水道条例第８条の |

造、改造、増築、修繕等の費用は、設置者の負担とし、工事は、市長が指定する工事人でなければならない。

（排水設備等の検査）

第10条　市長は、必要に応じ、排水設備及びこれに付随する設備を検査することができる。

第３章　使用料等

（使用料の徴収）

第12条　（略）

２　使用料は、１月につき、別表第２により算定した基本使用料及び従量使用料の合計額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。

（使用料の徴収方法）

第14条　（略）

２・３　（略）

４　使用者が、第11条の届出を経ずに農業集落排水施設を使用した場合は、使用開始の日に遡及して使用料を徴収する。

（使用料の予納）

第16条　市長が必要であると認めるものについては、使用料を予納させることができる。

２　前項の使用料は、農業集落排水施設の使用を休止し、廃止し、若しくは停止したとき又は使用者に変更があったときは精算し、過不足が生じたときは還付し、又は追徴する。

（計測のための装置の設置）

規定を、当該工事の検査については同条例第11条の規定をそれぞれ準用する。

（特別に必要な公共ます等の新設等）

第10条　公共ます等の新設等を特別に必要とする者は、当該新設等について市長の許可を受けなければならない。

２　前項の新設等に要する費用は、設置者が全額負担しなければならない。

第３章　使用料

（使用料の徴収）

第12条　（略）

２　使用料は、１月につき、別表第２により算定した基本使用料及び従量使用料の合計額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額とを合算した額とする。

（使用料の徴収方法）

第14条　（略）

２・３　（略）

４　使用者が第11条の届出をせずに農業集落排水施設を使用した場合は、使用開始の日に遡及して使用料を徴収する。

（使用料の予納）

第16条　市長は、必要があると認める場合は、使用料を予納させることができる。

２　前項の使用料は、農業集落排水施設の使用を休止し、廃止し、若しくは停止したとき、又は使用者に変更があったときは精算し、過不足が生じたときは還付し、又は追徴する。

（計測のための装置の設置）

第17条　（略）

２　（略）

３　使用者（井戸水等を使用し、営業用又は公衆浴場用として排除する者に限る。）は、井戸水等の使用水量を計測するためのメーター装置（以下「メーター装置」という。）を設置しなければならない。この場合において、設置するメーター装置は、計量法（平成４年法律第51号）第72条に規定する有効期間内のものでなければならない。

（委任）

第18条　（略）

第17条　（略）

２　（略）

３　使用者（井戸水等を使用し、営業用又は公衆浴場用として汚水を排除する者に限る。）は、井戸水等の使用水量を計測するためのメーター装置（以下「メーター装置」という。）を設置しなければならない。この場合において、設置するメーター装置は、計量法（平成４年法律第51号）第72条第２項に規定する有効期間内のものでなければならない。

（委任）

第18条　（略）

第５章　罰則

第19条　次に掲げる者は、５万円以下の過料に処する。

（１）　第７条の規定に違反した使用者

（２）　第８条の規定による確認を受けないで排水設備の新設等を行った者

（３）　第９条の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者

（４）　排水設備の新設等を行って第９条で準用する下水道条例第11条第１項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者

（５）　第10条の規定に違反して公共ます等の新設等を実施した者

（６）　第８条第１項の規定による申請に係る書類又は同条第２項若しくは第11条の規定による届出に係る書類で不実の記載のあるものを提出した者

第20条　偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円）以下の過料に処する。

別表第１（第２条関係）

| 施設の名称 | 位置 | |
|---|---|---|
| 上水流地区農業集落排水施設 | 終末処理場 | （略） |
| | （略） | |
| 安久地区農業集落排水施設 | 終末処理場 | （略） |
| | （略） | |
| 平田地区農業集落排水施設 | 終末処理場 | （略） |
| | （略） | |
| 麓地区農業集落排水施設 | 終末処理場 | （略） |
| | （略） | |
| 中原正近地区農業集落排水施設 | 終末処理場 | （略） |
| | （略） | |
| 下富吉地区農業集落排水施設 | 終末処理場 | （略） |
| | （略） | |
| 横手原中地区農業集落排水施設 | 終末処理場 | 都城市高城町桜木字竹原田147番地３ |
| | （略） | |
| 桜木宝光地区農業集落排水施設 | 終末処理場 | 都城市高城町桜木字下川原田1125番地８ |
| | （略） | |
| 石山地区農業集落排水施設 | 終末処理場 | 都城市高城町石山字在久1631番地 |
| | （略） | |
| 竹脇地区農業集落排水施設 | 終末処理場 | （略） |
| | （略） | |

第21条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業員がその法人又は人の業務に関して前２条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

別表第１（第２条関係）

| 施設の名称 | 位置 | |
|---|---|---|
| 上水流地区農業集落排水施設 | 処理施設 | （略） |
| | （略） | |
| 安久地区農業集落排水施設 | 処理施設 | （略） |
| | （略） | |
| 平田地区農業集落排水施設 | 処理施設 | （略） |
| | （略） | |
| 麓地区農業集落排水施設 | 処理施設 | （略） |
| | （略） | |
| 中原正近地区農業集落排水施設 | 処理施設 | （略） |
| | （略） | |
| 下富吉地区農業集落排水施設 | 処理施設 | （略） |
| | （略） | |
| 横手原中地区農業集落排水施設 | 処理施設 | 都城市高城町桜木147番地３ |
| | （略） | |
| 桜木宝光地区農業集落排水施設 | 処理施設 | 都城市高城町桜木1125番地８ |
| | （略） | |
| 石山地区農業集落排水施設 | 処理施設 | 都城市高城町石山1631番地 |
| | （略） | |
| 竹脇地区農業集落排水施設 | 処理施設 | （略） |
| | （略） | |

| | | |
|---|---|---|
| 万ヶ塚地区農業集落排水施設 | 終末処理場 | （略） |
| | （略） | |
| 町倉地区農業集落排水施設 | 終末処理場 | （略） |
| | （略） | |

| | | |
|---|---|---|
| 万ヶ塚地区農業集落排水施設 | 処理施設 | （略） |
| | （略） | |
| 町倉地区農業集落排水施設 | 処理施設 | （略） |
| | （略） | |

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

議案第133号関係資料

## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：上下水道局下水道課】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 条例名 | 都城市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例 | | |
| 制定改廃区分 | □ 新規制定　■ 一部改正　□ 全部改正　□ 廃止 | | |
| 施行予定日 | 令和３年４月１日 | 制定年月 | 平成18年１月 |
| 制定改廃の目的・背景 | 農業集落排水施設については、一般廃棄物処理体系の中で農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水処理を行うために設置しているが、あらゆる事業等に伴う廃水等も処理可能と受け取られかねない条文となっていることから、条文の整理を行い、また、都城市公共下水道条例における手続、罰則等との整合を図るため、所要の改正を行うもの。 | | |
| 条例案の概要（制定理由・主な改正点） | １　一般廃棄物処理体系で処理を行うため、第３条における汚水の定義を改める。<br>２　都城市公共下水道条例との整合を図るため、第５条（排水設備の設置等）、第８条（排水設備の計画の確認等）及び第９条（排水設備工事の実施及び検査）、を改正する。また、第10条（特別に必要な公共ます等の新設等）を追加し、第19条から第21条までに罰則を設ける。<br>３　その他語句等の修正を行う。 | | |
| 関係する法令及びその条項 | 下水道法第10条<br>下水道法施行令第８条<br>都城市公共下水道条例第６条、第８条、第46条、第47条、第48条 | | |
| 制定改廃を要する関係条例等 | なし | | |
| 備考 | なし | | |

議案第１３４号

都城広域都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城広域都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城広域都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

都城広域都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例（平成18年条例第237号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| 附　則<br>（延滞金の割合の特例）<br>3　当分の間、第10条第１項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあってはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 | 附　則<br>（延滞金の割合の特例）<br>3　当分の間、第10条第１項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第２項に規定する平均貸付割合をいう。）に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 |

附　則

この条例は、令和３年１月１日から施行する。

議案第134号関係資料

## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：上下水道局総務課】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 条例名 | 都城広域都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例の一部を改正する条例 | | |
| 制定改廃区分 | □ 新規制定　■ 一部改正　□ 全部改正　□ 廃止 | | |
| 施行予定日 | 令和３年１月１日 | 制定年月 | 平成18年１月 |
| 制定改廃の目的・背景 | 租税特別措置法に係る延滞金等の特例規定の改正に伴い、令和２年度税制改正により、地方税法等において、特例基準割合について「平均貸付割合」という文言が用いられるようになり、都城市税条例においても所要の改正が行われた。<br>本条例の延滞金に係る規定が例としている法、条例等においてそれらの改正が行われたため、本条例についても所要の改正を行うもの。 | | |
| 条例案の概要（制定理由・主な改正点） | 附則第３項に関する規定中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「当該年の前年に租税特別措置法第93条第２項の規定により告示された割合」を「平均貸付割合（租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改める。 | | |
| 関係する法令及びその条項 | 地方税法附則第３条の２<br>租税特別措置法第93条第２項 | | |
| 制定改廃を要する関係条例等 | なし | | |
| 備考 | なし | | |

議案第１３５号

都城市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

都城市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市営住宅条例の一部を改正する条例

（都城市営住宅条例の一部改正）

第１条　都城市営住宅条例（平成18年条例第245号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
別表第１（第３条関係）
<table>
<tr><th>団地名</th><th>所在</th><th>建設事業年度</th><th>構造</th><th>戸数</th></tr>
<tr><td colspan="5">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">花木第３</td><td rowspan="2">（略）</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>昭和47</td><td>簡易耐火平屋建</td><td>24</td></tr>
<tr><td colspan="5">（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第１（第３条関係）
<table>
<tr><th>団地名</th><th>所在</th><th>建設事業年度</th><th>構造</th><th>戸数</th></tr>
<tr><td colspan="5">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">花木第３</td><td rowspan="3">（略）</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>昭和47</td><td>簡易耐火平屋建</td><td>24</td></tr>
<tr><td>令和２</td><td>中層耐火５階建</td><td>40</td></tr>
<tr><td colspan="5">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

第２条　都城市営住宅条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
別表第１（第３条関係）
<table>
<tr><th>団地名</th><th>所在</th><th>建設事業年度</th><th>構造</th><th>戸数</th></tr>
<tr><td colspan="5">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">花木第３</td><td rowspan="3">（略）</td><td>昭和42</td><td>簡易耐火平屋建</td><td>20</td></tr>
<tr><td>昭和43</td><td>簡易耐火平屋建</td><td>12</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第１（第３条関係）
<table>
<tr><th>団地名</th><th>所在</th><th>建設事業年度</th><th>構造</th><th>戸数</th></tr>
<tr><td colspan="5">（略）</td></tr>
<tr><td>花木第３</td><td>（略）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 昭和44 | 簡易耐火平屋建 | 12 | | | |
| | | | 昭和45 | 簡易耐火平屋建 | 8 | | | |
| | | | 昭和47 | 簡易耐火平屋建 | 24 | | | |
| | | | （略） | | | | | |
| （略） | | | | | | （略） | | |

附　則

（施行期日）

1　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1）　第１条の規定　公布の日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日

（2）　第２条の規定　公布の日から起算して８月を超えない範囲内において規則で定める日

（準備行為）

2　前項第１号の規定にかかわらず、同号に規定する施行の日（以下「１号施行日」という。）以後の花木第３団地に係る入居者の決定に関し必要な手続その他の準備行為については、１号施行日前においても行うことができる。

議案第135号関係資料

## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：土木部住宅施設課】

<table>
<tr><td>条例名</td><td colspan="3">都城市営住宅条例の一部を改正する条例</td></tr>
<tr><td>制定改廃区分</td><td colspan="3">□ 新規制定　■ 一部改正　□ 全部改正　□ 廃止</td></tr>
<tr><td>施行予定日</td><td>第１条(追加)　条例公布から３月以内の規則で定める日<br>第２条(削除)　条例公布から８月以内の規則で定める日</td><td>制定年月</td><td>平成18年１月</td></tr>
<tr><td>制定改廃の目的・背景</td><td colspan="3">山之口町に所在する花木第３団地は、都城市公営住宅等長寿命化計画に基づき、平成30年度から、花木第３団地29棟100戸及び花木第４団地16棟64戸の簡易耐火平屋建住宅（以下「簡平」という。）を花木第３団地に集約し、中層耐火５階建住宅（中耐）２棟80戸に建て替える事業を実施している。<br>現在、花木第３団地に中耐１棟（Ａ棟）を建築中であり、Ａ棟が完成（令和３年２月中旬予定）し、花木第３団地入居者の住替えが完了した後、令和３年４月から既存住宅簡平23棟76戸の解体撤去に着手する計画であるため、所要の改正を行うもの。</td></tr>
<tr><td>条例案の概要（制定理由・主な改正点）</td><td colspan="3">別表第１　花木第３団地<br>「令和２　中層耐火５階建　40」の項を加える。<br>「昭和42　簡易耐火平屋建　20」の項を削除する。<br>「昭和43　簡易耐火平屋建　12」の項を削除する。<br>「昭和44　簡易耐火平屋建　12」の項を削除する。<br>「昭和45　簡易耐火平屋建　8」の項を削除する。<br>「昭和47　簡易耐火平屋建　24」の項を削除する。</td></tr>
<tr><td>関係する法令及びその条項</td><td colspan="3">公営住宅法</td></tr>
<tr><td>制定改廃を要する関係条例等</td><td colspan="3">なし</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">なし</td></tr>
</table>

議案第１３６号

都城市道の駅山之口条例の一部を改正する条例の制定について

都城市道の駅山之口条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市道の駅山之口条例の一部を改正する条例

都城市道の駅山之口条例（平成18年条例第198号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| （指定管理者の指定）<br>第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、道の駅山之口の管理を行わせるのに最も適した者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。<br>（１）～（４）　（略）<br>（５）　前各号に掲げるものほか、第１条に規定する設置の目的（以下「設置目的」という。）を達成するために十分な能力を有している者<br>２　（略）<br>（利用の許可）<br>第９条　施設等を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。<br>２　指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。<br>（１）～（４）　（略）<br>３　（略）<br>（市長による管理）<br>第23条　第５条第１項の規定により指定管理者が指定されるまでの間又は第20条第１項の規定による指定管理者が指定の取消し | （指定管理者の指定）<br>第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、道の駅山之口の管理を行わせるのに最も適したものを選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。<br>（１）～（４）　（略）<br>（５）　前各号に掲げる者のほか、第１条に規定する設置の目的（以下「設置目的」という。）を達成するために十分な能力を有している者<br>２　（略）<br>（利用の許可）<br>第９条　施設等を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。<br>２　指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。<br>（１）～（４）　（略）<br>３　（略）<br>（市長による管理）<br>第23条　第５条第１項の規定により指定管理者が指定されるまでの間又は第20条第１項の規定により指定管理者が指定の取消し |

等を受けたときは、この条例の規定に基づく処分、手続その他の行為は、市長が行う。

別表（第15条関係）

| 区分 | 単位 | 基礎額 | 単位当たりの使用料の額 |
|---|---|---|---|
| （略） | | | |
| 前処理室 | （略） | | |

備考　利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については１時間とみなして、上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する。

等を受けたときは、この条例の規定に基づく処分、手続その他の行為は、市長が行う。

別表（第15条関係）

| 区分 | 単位 | 基礎額 | 単位当たりの使用料の額 |
|---|---|---|---|
| （略） | | | |
| 前処理室 | （略） | | |
| プレハブ冷蔵庫 | １日１区画 | 100円 | 同上 |
| プレハブ冷凍庫 | １日１区画 | 60円 | 同上 |

備考

１　利用時間の単位を１時間としている区分の利用について、利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については１時間とみなして、上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する。

２　利用時間の単位を１日としている区分について、午前０時を超えて継続して利用するときは、午前０時を超えるごとに１日とみなす。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後のプレハブ冷蔵庫及びプレハブ冷凍庫に係る利用の許可、使用料の徴収等の準備行為については、施行日前においても行うことができる。

議案第136号関係資料

# 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：山之口総合支所産業建設課】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 条例名 | 都城市道の駅山之口条例の一部を改正する条例 | | |
| 制定改廃区分 | □ 新規制定　■ 一部改正　□ 全部改正　□ 廃止 | | |
| 施行予定日 | 令和３年４月１日 | 制定年月 | 平成18年１月 |
| 制定改廃の目的・背景 | 道の駅山之口内にある都城市山之口農林水産物処理加工施設に設置しているプレハブ冷蔵庫及びプレハブ冷凍庫の使用について、利用者に対し、利用に応じた費用の負担を求めるため、新たに使用料を定めるもの。 | | |
| 条例案の概要（制定理由・主な改正点） | 別表に「プレハブ冷蔵庫」「１日１区画」「１００円」「同上」及び「プレハブ冷凍庫」「１日１区画」「６０円」「同上」を追加する。<br>併せて、字句の修正を行う。 | | |
| 関係する法令及びその条項 | なし | | |
| 制定改廃を要する関係条例等 | なし | | |
| 備考 | なし | | |

議案第１４８号

工事請負契約の締結について

都城市一般廃棄物最終処分場（第３期）処分場建設工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第９６条第１項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

１　契約の目的　　都城市一般廃棄物最終処分場（第３期）処分場建設工事

２　契約の方法　　一般競争入札

３　契約の金額　　１，０９７，４７０，０００円

４　契約の相手方　　吉原・丸昭・徳満　特定建設工事共同企業体
代表者　都城市中原町３２街区１号
吉原建設株式会社

議案第１４８号関係資料

都城市一般廃棄物最終処分場（第３期）処分場建設工事

１　工事概要　　一般廃棄物最終処分場（第３期）の整備に伴う土木一式工事

造成工　　Ｎ＝一式

雨水集排水工　　Ｎ＝一式

遮水工　　Ｎ＝一式

埋立ガス抜設備工　Ｎ＝一式

浸出水集排水工　　Ｎ＝一式

地下水集排水工　　Ｎ＝一式

２　予定価格　１，０９９，１２４，４００円（消費税及び地方消費税込み）

９９９，２０４，０００円（消費税及び地方消費税抜き）

３　落札価格　１，０９７，４７０，０００円（消費税及び地方消費税込み）

９９７，７００，０００円（消費税及び地方消費税抜き）

４　落 札 率　９９．８４％

５　入札参加業者及び入札結果

| 入札参加業者 | 第1回入札金額（円） | 摘要 |
|---|---|---|
| 吉原・丸昭・徳満　特定建設工事共同企業体（４５：３０：２５） | ９９７，７００，０００ | 落札 |
| 桜木・大淀・丸宮　特定建設工事共同企業体（４０：３０：３０） | ９９９，０００，０００ | |

備考　入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第１４９号

工事請負契約の締結について

都城市一般廃棄物最終処分場（第３期）浸出水処理施設建設工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第９６条第１項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

１　契約の目的　　都城市一般廃棄物最終処分場（第３期）浸出水処理施設建設工事

２　契約の方法　　総合評価一般競争入札

３　契約の金額　　１，０８４，６００，０００円

４　契約の相手方　　クボタ環境・はやま　特定建設工事共同企業体
代表者　福岡市博多区博多駅前三丁目２番８号
クボタ環境サービス株式会社　九州支店

議案第１４９号関係資料

都城市一般廃棄物最終処分場（第３期）浸出水処理施設建設工事

１　工事概要　　一般廃棄物最終処分場（第３期）の浸出水処理施設建設工事
浸出水処理施設　処理能力２００㎥／日
機械設備工　　Ｎ＝一式
電気計装設備工　　Ｎ＝一式
土木・建築設備工　Ｎ＝一式

２　予定価格　　１，８１０，３３４，９００円（消費税及び地方消費税込み）
１，６４５，７５９，０００円（消費税及び地方消費税抜き）

３　落札価格　　１，０８４，６００，０００円（消費税及び地方消費税込み）
９８６，０００，０００円（消費税及び地方消費税抜き）

４　落 札 率　　５９．９１％

５　入札参加業者

| 入札参加業者 | 第1回入札金額（円） |
|---|---|
| クボタ環境・はやま　特定建設工事共同企業体 | ９８６，０００，０００ |
| 共和化工・浜広工業　特定建設工事共同企業体 | １，１６０，０００，０００ |

備考　入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

６　総合評価

| 項目 | クボタ環境・はやま<br>特定建設工事共同企業体 | 共和化工・浜広工業<br>特定建設工事共同企業体 |
|---|---|---|
| 非価格要素審査点 | ４８．４６点 | ４１．９３点 |
| 価格審査点 | １００．００点 | ７３．６３点 |
| 総合評価点 | １４８．４６点 | １１５．５６点 |
| 摘要 | 落札 | |

備考　総合評価点＝非価格要素審査点＋価格審査点

議案第１５０号

財産の無償譲渡について

次のとおり建物及び備品の無償譲渡を行うことについて、地方自治法第９６条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

１　譲 渡 の 目 的　　社会福祉法人スマイリング・パークが養護老人ホームとして使用するため

２　譲渡物件の名称　　都城市山田養護老人ホーム霧峰園

３　建物の所在地、構造及び延床面積

| 用途 | 所在地 | 構造 | 延床面積 |
|---|---|---|---|
| 共同住宅 | 都城市山田町中霧島２５１１番地１ | 鉄筋コンクリート造 | １，３２９．００㎡ |
| 食材検収室 | 都城市山田町中霧島２５１１番地１ | 木造 | ８．５０㎡ |
| 車庫 | 都城市山田町中霧島２５１１番地１ | 鉄骨造 | ２１．３０㎡ |
| 倉庫（農機具入れ） | 都城市山田町中霧島２５１１番地１ | 鉄骨造 | ８．９４㎡ |

４　譲渡備品の名称及び数量

別紙　備品一覧のとおり

５　譲渡の相手方　　都城市牟田町２６街区１６号

社会福祉法人　スマイリング・パーク

別紙

# 備品一覧

| No. | 備品種目 | 備品名称 | 数量 | 単位 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 車両 | 自家用車 | 2 | 台 |
| 2 | 荷役･運搬用機器類 | 回診車 | 1 | 台 |
| 3 | | 台車･運搬車 | 6 | 台 |
| 4 | | 与薬車 | 1 | 台 |
| 5 | 什器類 | シャワーベンチ | 6 | 個 |
| 6 | | 事務机 | 8 | 台 |
| 7 | | キャビネット | 3 | 台 |
| 8 | | コピースタンド | 1 | 台 |
| 9 | | ロッカー | 5 | 台 |
| 10 | | 鏡 | 1 | 台 |
| 11 | | 脚立 | 1 | 脚 |
| 12 | | 保管庫 | 1 | 台 |
| 13 | | キャビネット | 10 | 台 |
| 14 | | テーブル | 13 | 台 |
| 15 | | 椅子 | 44 | 脚 |
| 16 | | 金庫 | 1 | 台 |
| 17 | | 電話台 | 4 | 台 |
| 18 | | デスクマット | 2 | 枚 |
| 19 | | スリッパラック | 2 | 台 |
| 20 | | 時計 | 2 | 個 |
| 21 | | 作業台 | 3 | 台 |
| 22 | | 掲示板 | 1 | 枚 |
| 23 | | ラミネーター | 1 | 台 |
| 24 | | カーテン | 1 | 式 |
| 25 | | くつ箱 | 2 | 台 |
| 26 | 寝具類 | マットレス | 30 | 枚 |
| 27 | | 無圧敷布団 | 1 | 枚 |
| 28 | 冷暖房器具類 | ファンヒーター | 1 | 台 |
| 29 | | エアコン | 9 | 台 |
| 30 | 厨房機器類 | 鍋ラック | 1 | 台 |
| 31 | | 電動おろし器 | 1 | 台 |
| 32 | | 電子レンジ | 4 | 台 |
| 33 | | 冷蔵庫 | 6 | 台 |
| 34 | | 食器消毒保管庫 | 1 | 台 |
| 35 | | 検食保存用冷凍庫 | 1 | 台 |
| 36 | | 包丁まな板殺菌庫 | 1 | 台 |
| 37 | | 流し台一式 | 3 | 台 |
| 38 | | 調理用ミキサー類 | 4 | 台 |
| 39 | | 食器洗浄器 | 1 | 台 |
| 40 | | 中心温度計 | 1 | 個 |
| 41 | | ガステーブル | 2 | 台 |
| 42 | | 滅菌器(ｵｰﾄｸﾚｰﾌﾞ) | 1 | 個 |
| 43 | | ティーサーバー | 1 | 台 |
| 44 | | 角蒸し器 | 1 | 台 |
| 45 | | 給湯器 | 1 | 台 |
| 46 | | 揚鍋 | 1 | 個 |

| No. | 備品種目 | 備品名称 | 数量 | 単位 |
|---|---|---|---|---|
| 47 | 厨房機器類 | キッチン | 1 | 台 |
| 48 | | 炊飯器 | 3 | 台 |
| 49 | | 電気ジャーポット | 1 | 台 |
| 50 | 医療機器類 | エアマット | 1 | 個 |
| 51 | | ポリバス | 1 | 台 |
| 52 | | シャワーキャリー | 1 | 台 |
| 53 | | 投薬トレー | 1 | 個 |
| 54 | | 救急鞄 | 1 | 個 |
| 55 | | 吸引器 | 1 | 台 |
| 56 | | 蘇生セット | 1 | 個 |
| 57 | | 歩行器 | 7 | 台 |
| 58 | | 血圧計 | 5 | 個 |
| 59 | | 身長計 | 1 | 台 |
| 60 | | バスサポーター | 1 | 個 |
| 61 | | ポータブル便器 | 6 | 台 |
| 62 | | 酸素濃度計(パルスオキシメーター) | 1 | 個 |
| 63 | | 専用霧化器除菌器 | 4 | 台 |
| 64 | | 車いす体重計 | 1 | 台 |
| 65 | 電気機器類 | 洗濯機 | 6 | 台 |
| 66 | | 衣類乾燥機 | 4 | 台 |
| 67 | | インターホン | 1 | 個 |
| 68 | 清掃機器類 | 掃除機 | 7 | 台 |
| 69 | | 刈払機 | 1 | 台 |
| 70 | | 高圧洗浄機 | 1 | 台 |
| 71 | | クリーナー | 5 | 台 |
| 72 | 教育保育機器類 | 風船ゲーム | 1 | 組 |
| 73 | | テント | 2 | 組 |
| 74 | 理化学機器類 | 布団干し | 9 | 台 |
| 75 | | カメラ | 1 | 台 |
| 76 | | ビデオカメラ | 1 | 台 |
| 77 | | 電動リモートコントロールベッド | 3 | 台 |
| 78 | | ハードディスクドライブ | 1 | 台 |
| 79 | | 加湿空気清浄機 | 7 | 個 |
| 80 | | メタルラック | 1 | 台 |
| 81 | | 滑り止めマット | 2 | 枚 |
| 82 | | フットマッサージャー | 2 | 台 |
| 83 | 機械器具類 | ミシン | 1 | 台 |
| 84 | | 支援員用携帯電話 | 3 | 個 |
| 85 | | ディスクカッター | 1 | 台 |
| 86 | | シュレッダー | 2 | 台 |
| 87 | | ラベルライター | 1 | 個 |
| 88 | | ワイヤレスアンプ | 1 | 個 |
| 89 | 音楽機器類 | テレビ | 3 | 台 |
| 90 | | レコーダー(テープ、DVD) | 1 | 台 |
| 91 | | マイク(カラオケ) | 3 | 本 |

議案第１５０号及び議案第１５１号関係資料

都城市山田養護老人ホーム霧峰園（位置図）

都城市山田養護老人ホーム霧峰園（地番編集図）

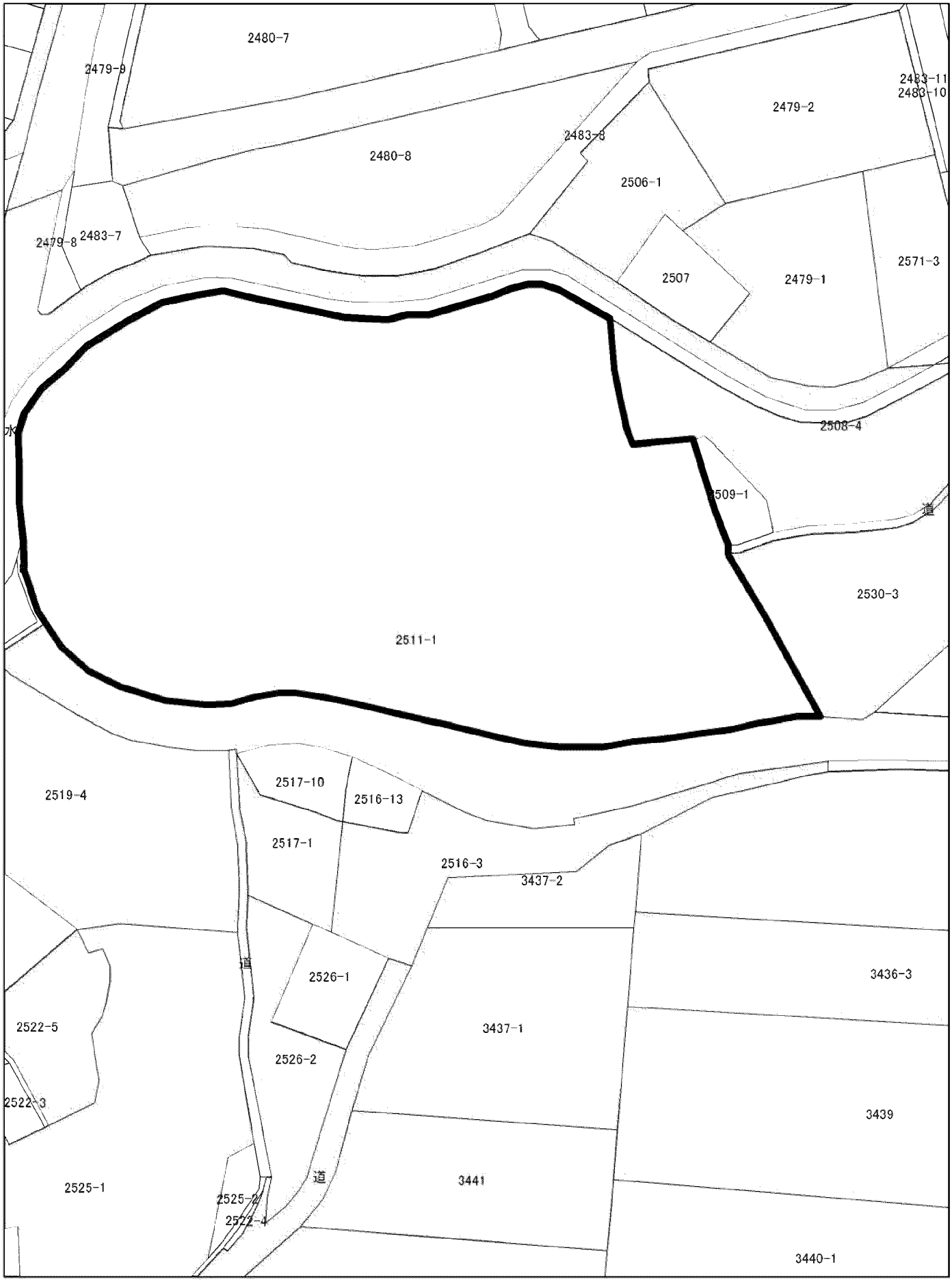

議案第１５１号

財産の無償貸付けについて

次のとおり土地の無償貸付けを行うことについて、地方自治法第９６条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

１　貸付けの目的　　社会福祉法人スマイリング・パークが養護老人ホームの用地として使用するため

２　土地の所在地、地目及び貸付面積

| 所在地番 | 地目 | 貸付面積（㎡） |
|---|---|---|
| 都城市山田町中霧島２５１１番１の一部 | 宅地 | １０，４２７．３３ |

３　貸　付　期　間　　令和３年４月１日から令和１３年３月３１日まで

４　貸付けの相手方　　都城市牟田町２６街区１６号
社会福祉法人　スマイリング・パーク

議案第１５２号

財産の無償貸付けについて

次のとおり建物の無償貸付けを行うことについて、地方自治法第９６条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

１　貸付けの目的　　工場及び研究施設として使用するため

２　建物の名称等

| 建物の名称 | 所　在　地 | 構　造 | 床面積（㎡） |
|---|---|---|---|
| 旧四家小学校校舎 | 都城市高城町四家１００３番地 | 鉄筋コンクリート造３階建 | １，３７１．００ |
| 旧四家小学校体育館 | 都城市高城町四家１００３番地 | 鉄筋コンクリート造 | ７３７．００ |

３　貸　付　期　間　　令和３年４月１日から令和１３年３月３１日まで

４　貸付けの相手方　　宮崎市清武町木原５８番地１３
晨星興産　株式会社

議案第１５２号関係資料

# 旧四家小学校　　貸付者概要

<table>
<tr><td>事業者名</td><td colspan="4">晨星興産（しんせいこうさん）　株式会社</td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="4">宮崎市清武町木原 58 番地 13<br>電話番号　0985－85－3700</td></tr>
<tr><td>代表者名</td><td colspan="4">代表取締役　岸本　正興</td></tr>
<tr><td>設立年月日</td><td colspan="4">昭和 61 年 2 月 8 日</td></tr>
<tr><td>沿　　革</td><td colspan="4">昭和 54 年 11 月　高弟商事株式会社として創業<br>昭和 59 年　工場を現在地（清武町）に移管<br>平成 22 年 10 月　アグリ事業部設立<br>平成 23 年 10 月　ポリフェノール抽出工場稼動開始<br>令和 2 年 4 月　都城工場に農業生産法人設立</td></tr>
<tr><td>業務内容</td><td colspan="4">・本社工場：半導体・セラミックス・樹脂・カーボン等の受託加工<br>・都城工場：サツマイモ茎葉からポリフェノールの抽出・濃縮液体及び粉体での販売、冬虫夏草の栽培・乾燥、野菜の乾燥・受託加工</td></tr>
<tr><td>主な実績</td><td colspan="4">・宮崎県産業安全衛生大会にて安全優良職場の会長表彰<br>・３Ｓ　ＨＡＣＣＰ取得、有機ＪＡＳ認定取得</td></tr>
<tr><td rowspan="5">財政状況<br>（過去 3 期分）</td><td></td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td></tr>
<tr><td>総　収　入</td><td>341,081 千円</td><td>425,753 千円</td><td>403,942 千円</td></tr>
<tr><td>総　支　出</td><td>379,823 千円</td><td>465,371 千円</td><td>474,307 千円</td></tr>
<tr><td>当期損益</td><td>-38,742 千円</td><td>-39,618 千円</td><td>-70,365 千円</td></tr>
<tr><td>累積損益</td><td>282,012 千円</td><td>242,394 千円</td><td>172,029 千円</td></tr>
<tr><td>利用内容</td><td colspan="4">・サツマイモ茎葉からのポリフェノール抽出<br>・冬虫夏草施設培養</td></tr>
</table>

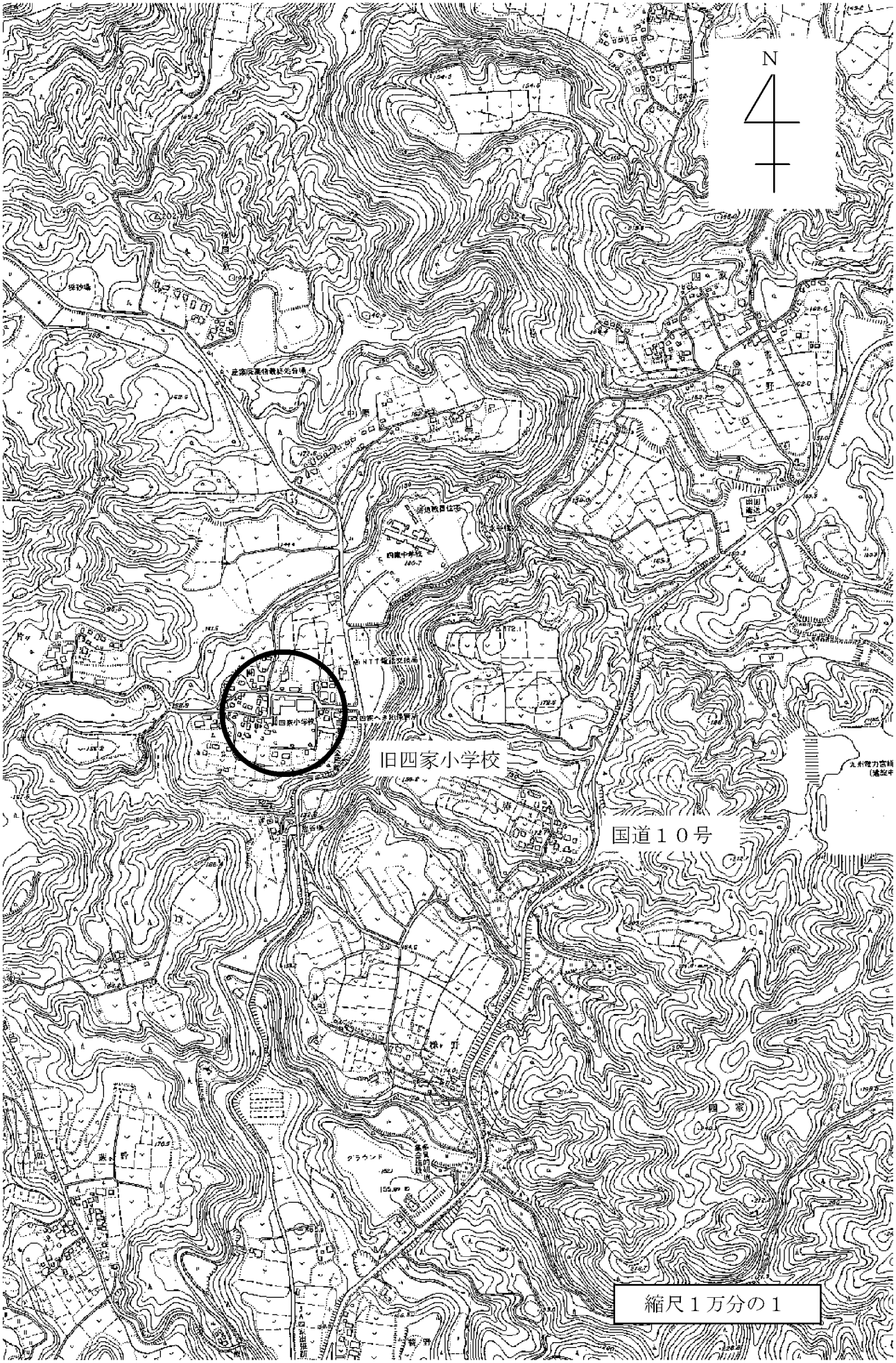
N
旧四家小学校
国道１０号
縮尺１万分の１

旧四家小学校
高城町四家1003番地
旧校舎
旧校舎
旧体育館
997
998
996-1-B
996-1-A
996-2
996-4
996-5
996-3
1006-1
1007-1
1007-2
1007-3
1008
1009-A
1009-B
1011
922-9-A
922-9-B
1014-2
1015-3
1015-8
1015-9
1015-10
1016-10
1016-7
1015-2
1016-2
1030-1
1005-1
1005-2
1001-1
1001-2
1000-2
1000-
1035-1
1035-3
道
983-5
983-2
983-3
983-4
988-2
988-3
961-2
985-1
982-1
982-2
981-2
981-3
981-1
969-
969-6
1043-62
969-7
969-30
969-10
969-11
969-12
1043
1029-3
1029-4
1029-5
1020-4
1037-3
1029-1
1036-2
1029-2
1038-2
1038-1
1039-1
1040
1041-2
1025-2
1025-3
1028
1026-1
19

議案第１５３号

財産の取得について

次のとおり都城市立学校児童生徒用コンピュータを取得することについて、地方自治法第９６条第１項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

１　取得財産　　都城市立学校児童生徒用コンピュータ

２　数　　量　　１３，４８３台

３　契約の方法　　公募型プロポーザル方式

４　取得金額　　７８３，０９２，６４０円

５　契約の相手方　　都城市花繰町２０号８番地
株式会社　システム・ナイン
代表取締役　上原　弘安

議案第１５３号関係資料

１　取得財産の概要

（１）小学１～３年生用

（ア）　タブレット型パソコン（２in１タイプ）　４，１４７台

（イ）　バッテリー装着時の本体重量　約４９９ｇ

（ウ）　搭載ＯＳ　Ｇｏｏｇｌｅ　Ｃｈｒｏｍｅ　ＯＳ

（エ）　ＣＰＵ　ＭｅｄｉａＴｅｋＭＴ８１８３ＣＰＵ

（オ）　ストレージ　３２ＧＢ　ｅＭＭＣ

（カ）　メモリ　４ＧＢ

（キ）　ディスプレイ（タッチパネル対応）　１０．１インチ

（２）小学４～６年生及び中学生用

（ア）　ノート型パソコン　９，３３６台

（イ）　バッテリー及びケース装着時の本体重量　約１．３２ｋｇ

（ウ）　搭載ＯＳ　Ｇｏｏｇｌｅ　Ｃｈｒｏｍｅ　ＯＳ

（エ）　ＣＰＵ　Ｉｎｔｅｌ　Ｃｅｌｅｒｏｎプロセッサー Ｎ４０２０

（オ）　ストレージ　３２ＧＢ　ｅＭＭＣ

（カ）　メモリ　４ＧＢ

（キ）　ディスプレイ（タッチパネル対応）　１１．６インチ

２　契約金額　　７８３，０９２，６４０円（消費税及び地方消費税込み）

　　７１１，９０２，４００円（消費税及び地方消費税抜き）

３　契約相手の選定理由

都城市立学校児童生徒用コンピュータの取得に当たり、教育クラウドやソフトウェア等を活用し、教職員が効果的に授業で活用するための提案を含めた機器の納入及び設定について、公募型プロポーザル方式による公募を行った結果、２事業者から応募があり、１者は提案書の提出について辞退を表明した。

このため、提案書が提出された株式会社システム・ナインの提案内容について審査し、十分な検討を経たので、同社を優先交渉者に選定し契約の相手方とするものである。

４　審査結果

| 区分 | 項目 | 配点 | 株式会社システム・ナイン | Ａ社（辞退） |
|---|---|---|---|---|
| 技術審査点 | 業務の実施方針 | ２０点 | １１．８７点 | ― |
| | 端末の調達 | ６５点 | ３８．１２点 | ― |
| | 授業支援サービスの提供 | ３０点 | ２４．３７点 | ― |
| | 研修・導入支援 | ６０点 | ４０．３１点 | ― |
| | 保証・サポート | ６０点 | ４８．７５点 | ― |
| | その他の提案 | ２５点 | ０点 | ― |
| | 事業者の業務体制と技術力 | ４０点 | ２７．５０点 | ― |
| 価格審査点 | | ７５点 | ３７．５０点 | ― |
| 合　　計 | | ３７５点 | ２２８．４２点 | ― |

議案第１５４号

財産の取得について

次のとおり避難所用備蓄品屋内型テント及び目隠しシートを取得することについて、地方自治法第９６条第１項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

１　取得財産　　避難所用備蓄品　屋内型テント及び目隠しシート

２　数　　量　　２，９５３セット

３　契約の方法　　指名競争入札

４　取得金額　　３０，８５８，８５０円

５　契約の相手方　　都城市吉尾町９１２番地９第１アパートカミツマガリ１０１号
中村消防防災株式会社　都城営業所

議案第１５４号関係資料

１　取得財産　　避難所用備蓄品　屋内型テント及び目隠しシート

２　数　　量　　２，９５３セット

３　予定価格　　３１，１８３，６８０円（消費税及び地方消費税込み）
　　２８，３４８，８００円（消費税及び地方消費税抜き）

４　落札価格　　３０，８５８，８５０円（消費税及び地方消費税込み）
　　２８，０５３，５００円（消費税及び地方消費税抜き）

５　落　札　率　　９８．９５％

６　指名業者及び入札結果

| 指名業者 | 第１回入札金額（円） | 摘要 |
|---|---|---|
| 中村消防防災株式会社　都城営業所 | ２８，０５３，５００ | 落札 |
| 宮崎ラビットポンプ有限会社　都城営業所 | ２８，２０１，１５０ | |
| 日本乾溜工業株式会社　宮崎支店　都城出張所 | ２８，４９６，４５０ | |
| 大和エコシス株式会社 | ２８，９３９，４００ | |
| 株式会社ヤマトボーデン | ２９，５３０，０００ | |
| 株式会社キシヤ　都城出張所 | ２９，５３４，８５０ | |

備考　入札金額には消費税及び地方消費税を含まない。

７　仕様概要

ひなんルーム標準型

製造者：株式会社　信防エディックス

総重量：（約）２．５ｋｇ

サイズ：（約）Ｗ２０５ｃｍ×Ｄ２０５ｃｍ×Ｈ１７０ｃｍ

ひなんルーム用目隠しシート

製造者：株式会社　信防エディックス

総重量：（約）３４０ｇ

サイズ：（約）Ｗ２００ｃｍ×Ｄ２００ｃｍ×Ｈ７０ｃｍ

議案第１５５号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項及び都城市養護老人ホーム条例第７条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
　都城市高崎養護老人ホームたちばな荘

２　指定管理者となる団体の名称
　社会福祉法人スマイリング・パーク

３　指定の期間
　令和３年４月１日から令和１０年３月３１日まで

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１５６号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項及び都城市多目的研修集会施設条例第５条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
　都城市今町地区多目的研修集会施設

２　指定管理者となる団体の名称
　今町地区多目的研修集会施設管理組合

３　指定の期間
　令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１５７号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項及び都城市多目的研修集会施設条例第５条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
　都城市高城多目的研修集会施設

２　指定管理者となる団体の名称
　四家地域自治公民館連絡協議会

３　指定の期間
　令和３年４月１日から令和６年３月３１日まで

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１５８号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項並びに都城市地区体育館条例第５条第１項及び都城市都市公園条例第４条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
　都城市庄内地区体育館及び都城市庄内市民広場

２　指定管理者となる団体の名称
　庄内地区体育協会

３　指定の期間
　令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１５９号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項並びに都城市地区体育館条例第５条第１項及び都城市都市公園以外の公園に関する条例第５条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
　都城市中郷地区体育館及び都城市中郷市民広場

２　指定管理者となる団体の名称
　中郷地区体育協会

３　指定の期間
　令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１６０号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項並びに都城市地区体育館条例第５条第１項及び都城市都市公園条例第４条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
　都城市志和池地区体育館及び都城市志和池市民広場

２　指定管理者となる団体の名称
　志和池地区体育協会

３　指定の期間
　令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１６１号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項並びに都城市地区体育館条例第５条第１項及び都城市都市公園以外の公園に関する条例第５条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
　都城市沖水地区体育館及び都城市沖水市民広場

２　指定管理者となる団体の名称
　沖水地区体育協会

３　指定の期間
　令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１６２号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項並びに都城市地区体育館条例第５条第１項及び都城市都市公園条例第４条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
　都城市小松原地区体育館及び都城市小松原市民広場

２　指定管理者となる団体の名称
　小松原地区体育協会

３　指定の期間
　令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１６３号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項並びに都城市地区体育館条例第５条第１項及び都城市都市公園条例第４条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
　都城市姫城地区体育館及び都城市姫城公園運動広場

２　指定管理者となる団体の名称
　姫城地区体育協会

３　指定の期間
　令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１６４号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項並びに都城市地区体育館条例第５条第１項及び都城市都市公園条例第４条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
　都城市五十市地区体育館及び都城市鷹尾市民広場

２　指定管理者となる団体の名称
　五十市地区体育協会

３　指定の期間
　令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１６５号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項及び都城市地区体育館条例第５条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
　都城市祝吉地区体育館

２　指定管理者となる団体の名称
　祝吉地区体育協会

３　指定の期間
　令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１６６号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項並びに都城市地区体育館条例第５条第１項及び都城市都市公園条例第４条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
　都城市横市地区体育館及び都城市横市市民広場

２　指定管理者となる団体の名称
　横市地区体育協会

３　指定の期間
　令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１６７号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項並びに都城市地区体育館条例第５条第１項及び都城市都市公園以外の公園に関する条例第５条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
　都城市西岳地区体育館及び都城市西岳市民広場

２　指定管理者となる団体の名称
　西岳地区まちづくり協議会

３　指定の期間
　令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１６８号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項並びに都城市都市公園条例第４条第１項、都城市高城勤労青少年ホーム条例第４条第１項、都城市地区体育館条例第５条第１項及び都城市農村環境改善センター条例第５条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

高城運動公園

都城市高城勤労青少年ホーム

都城市石山体育センター

都城市高城農村環境改善センター

２　指定管理者となる団体の名称

ＮＰＯ法人都城ぼんちスポーツクラブ

３　指定の期間

令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１６９号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項及び都城市カンガエールプラザ条例第４条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
　都城市カンガエールプラザ

２　指定管理者となる団体の名称
　職業訓練法人都城地域職業訓練協会

３　指定の期間
　令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１７０号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項及び都城市都市公園条例第４条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
　都城市大岩田市民広場

２　指定管理者となる団体の名称
　大岩田玉利自治公民館

３　指定の期間
　令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１７１号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項及び都城市都市公園条例第４条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
　都城市下長飯市民広場

２　指定管理者となる団体の名称
　下長飯自治公民館

３　指定の期間
　令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１７２号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項及び都城市高城横原地区コミュニティセンター条例第５条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理運営を行わせようとする公の施設の名称
　都城市高城横原地区コミュニティセンター

２　指定管理者となる団体の名称
　高城地区第５自治公民館

３　指定の期間
　令和３年４月１日から令和１０年３月３１日まで

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１７３号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項及び都城市高城原ふれあいスポーツ館条例第５条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理運営を行わせようとする公の施設の名称
　都城市高城原ふれあいスポーツ館

２　指定管理者となる団体の名称
　高城地区第１自治公民館

３　指定の期間
　令和３年４月１日から令和１０年３月３１日まで

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１７４号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項及び都城市ふれあい武道館条例第５条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理運営を行わせようとする公の施設の名称
　都城市ふれあい武道館

２　指定管理者となる団体の名称
　高城地区第８自治公民館

３　指定の期間
　令和３年４月１日から令和１０年３月３１日まで

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１７５号

議決事項の変更について

平成２９年１２月２０日に議決された議案第１１９号「公の施設の指定管理者の指定について」の一部を下記のとおり変更する。

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

記

指定の期間を次のように改める。

３　指定の期間　　平成３０年４月１日から令和３年９月３０日まで

議案第１７５号関係資料

議案第１１９号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第６項及び都城市地区体育館条例第５条第１項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市上長飯一万城地区体育館

２　指定管理者となる団体の名称

妻ケ丘地区体育協会

３　指定の期間

平成３０年４月１日から平成３３年３月３１日まで

平成２９年１２月１日提出

都城市長　池　田　宜　永

教育委員会　スポーツ振興課

指定管理者の指定期間の変更について

1　趣旨

都城市上長飯一万城地区体育館は、老朽化に伴い、令和３年９月末をもって閉鎖し、同地区体育館に代わり、新たに都城東公園内に妻ケ丘地区の体育館を新設し、令和３年１０月から供用開始の予定である。

新たな体育館が供用開始されるまでの間、現在の体育館の使用を継続する必要があることから、指定の期間を６か月間延長することについて、議会の議決を求めるもの。

2　対象施設

（1）施設名　　都城市上長飯一万城地区体育館
　　所在地　　都城市上長飯町６７号３番地１

3　指定管理者

（1）団体名称　　妻ケ丘地区体育協会
（2）代表者名　　会長　亀谷　エミ子
（3）所在地　　都城市菖蒲原町４街区８号

4　指定の期間

（1）変更前　平成３０年４月１日から平成３３（現令和３）年３月３１日まで
（2）変更後　平成３０年４月１日から令和３年９月３０日まで

議案第１７６号

市道の認定及び廃止について

別紙のとおり市道を認定及び廃止することについて、道路法第８条第２項及び第１０条第３項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和２年１１月２７日提出

都城市長　池　田　宜　永

別紙

# 認　定　路　線

庄内・横市地区

| 路線番号 | 路　線　名 | 起　点 | 終　点 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 20464 | 乙房464号線 | 都城市　乙房町 | 都城市　乙房町 | 資料番号① |

沖水地区

| 路線番号 | 路　線　名 | 起　点 | 終　点 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 40454 | 高木原454号線 | 都城市　太郎坊町 | 都城市　高木町 | 資料番号② |

五十市地区

| 路線番号 | 路　線　名 | 起　点 | 終　点 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 50988 | 和田988号線 | 都城市　南横市町 | 都城市　南横市町 | 資料番号③ |
| 50989 | 和田989号線 | 都城市　南横市町 | 都城市　南横市町 | 資料番号③ |
| 51022 | 中原1022号線 | 都城市　平塚町 | 都城市　平塚町 | 資料番号④ |
| 51023 | 蓑原1023号線 | 都城市　蓑原町 | 都城市　蓑原町 | 資料番号⑤ |
| 51024 | 原村1024号線 | 都城市　五十町 | 都城市　五十町 | 資料番号⑥ |
| 51025 | 原村1025号線 | 都城市　五十町 | 都城市　五十町 | 資料番号⑥ |
| 51026 | 原村1026号線 | 都城市　五十町 | 都城市　五十町 | 資料番号⑥ |

山之口支所管内

| 路線番号 | 路　線　名 | 起　点 | 終　点 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 100118 | 街区118号線 | 都城市　山之口町花木 | 都城市　山之口町花木 | 資料番号⑦ |

# 廃　止　路　線

沖水地区

| 路線番号 | 路　　線　　名 | 起　　点 | 終　　点 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|
| 40454 | 高木原454号線 | 都城市　太郎坊町 | 都城市　高木町 | 資料番号② |

議案第１７６号関係資料

この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

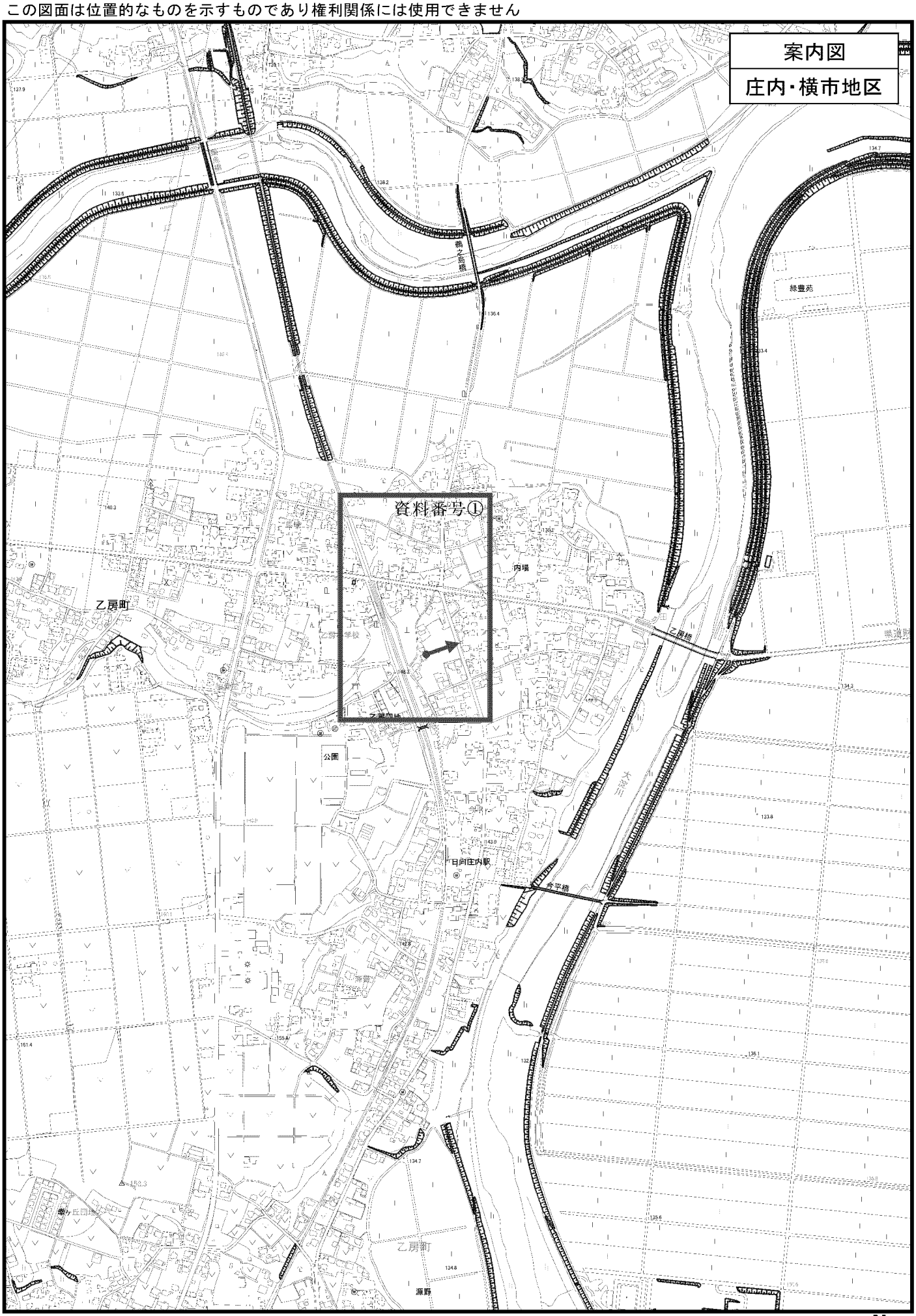


縮尺　1：10000

100 50 0 100 200 300 400 500 600 700 800

N

この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

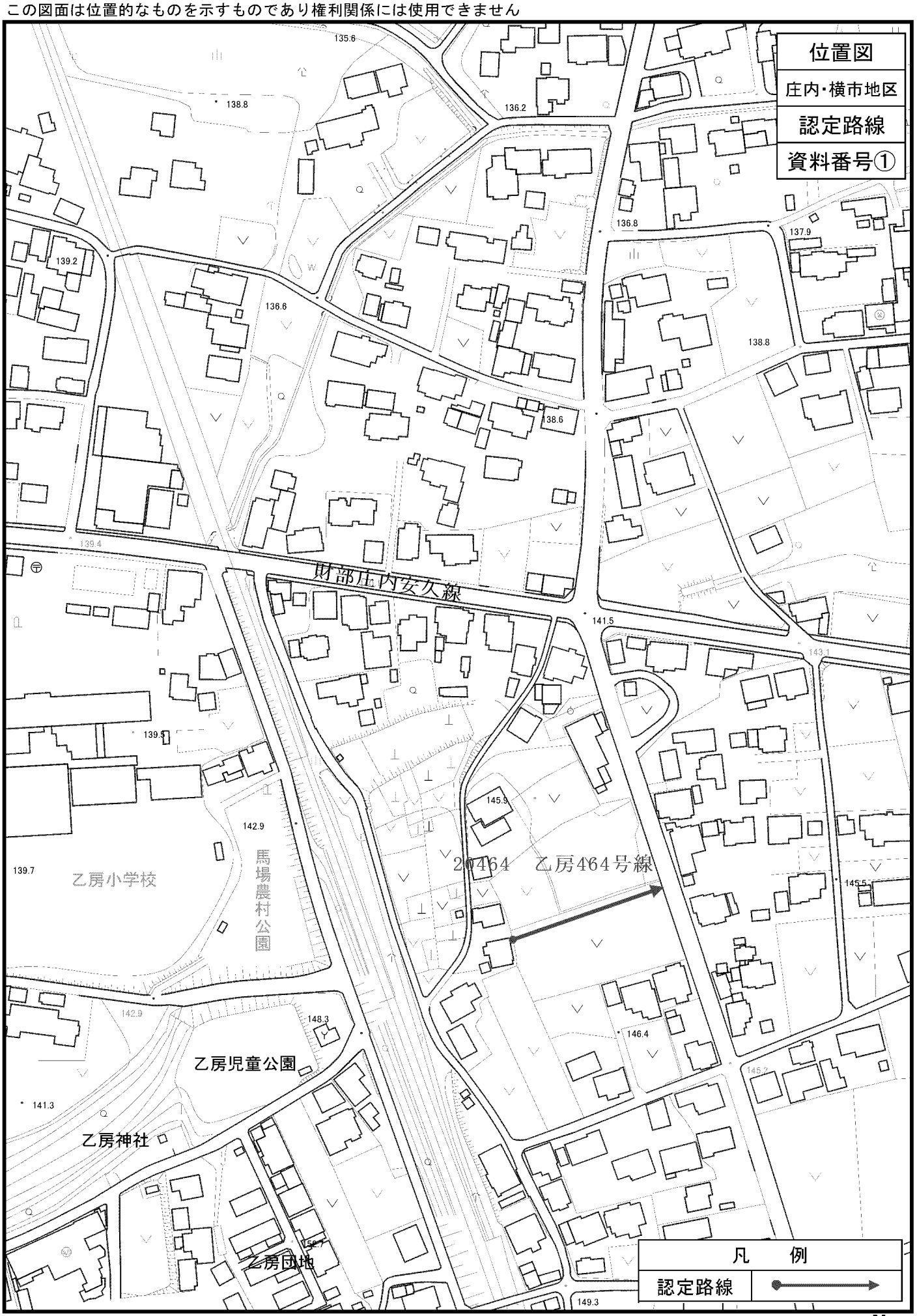


縮尺　1：2000

この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

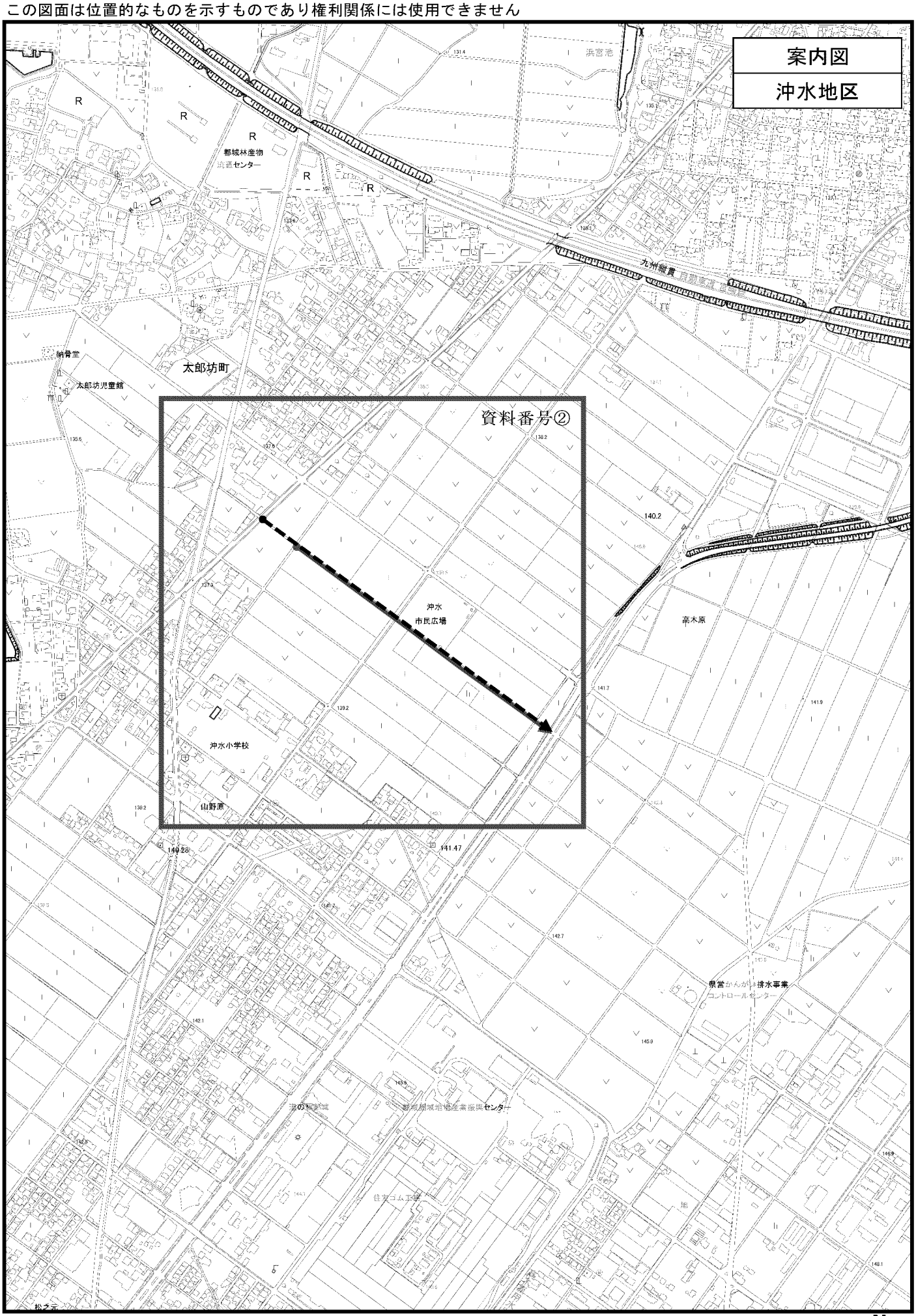


縮尺　1：10000

100 50 0 100 200 300 400 500 600 700 800

N

この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

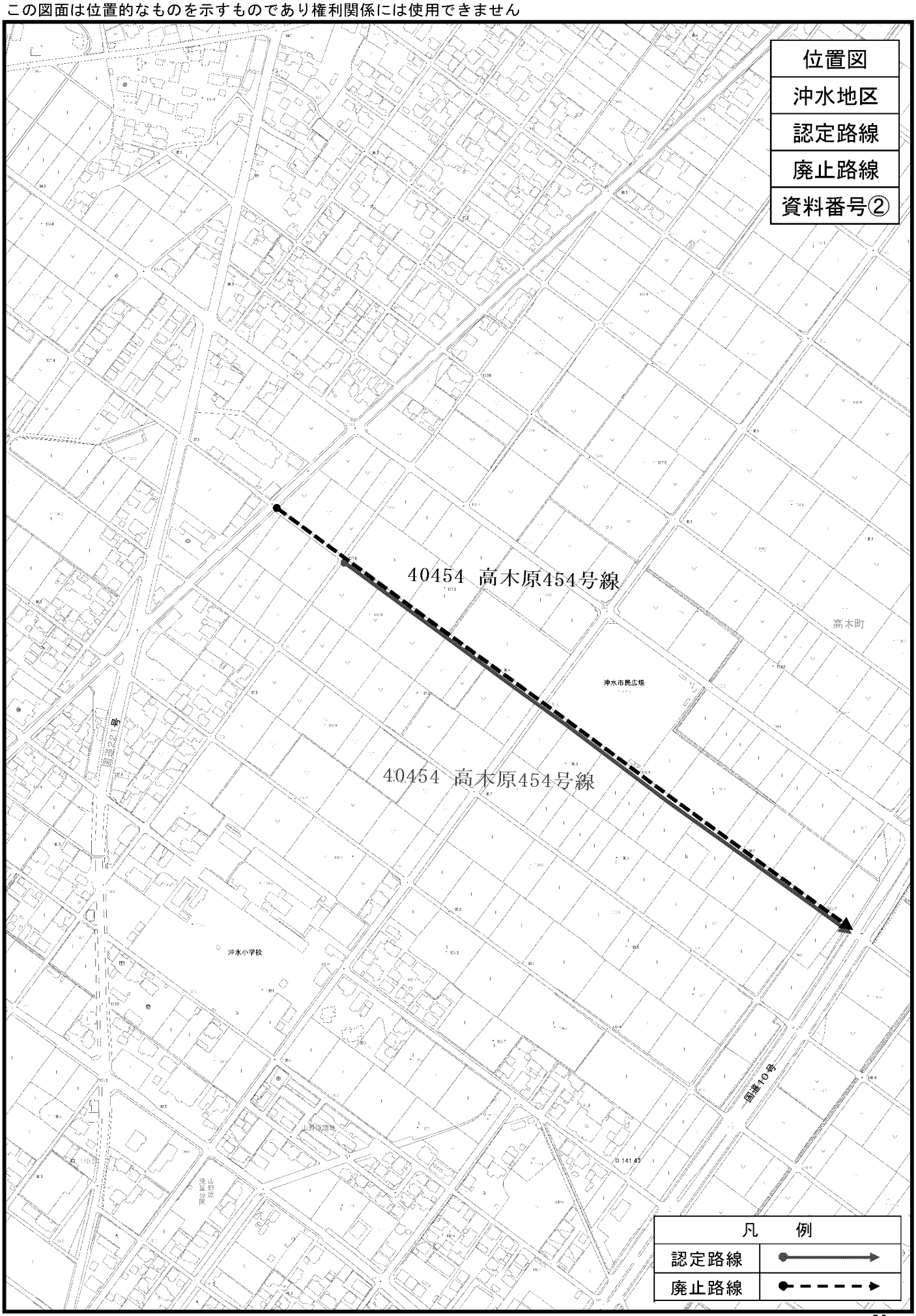


縮尺　1：5000

100　50　0　100　200　300

N

この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

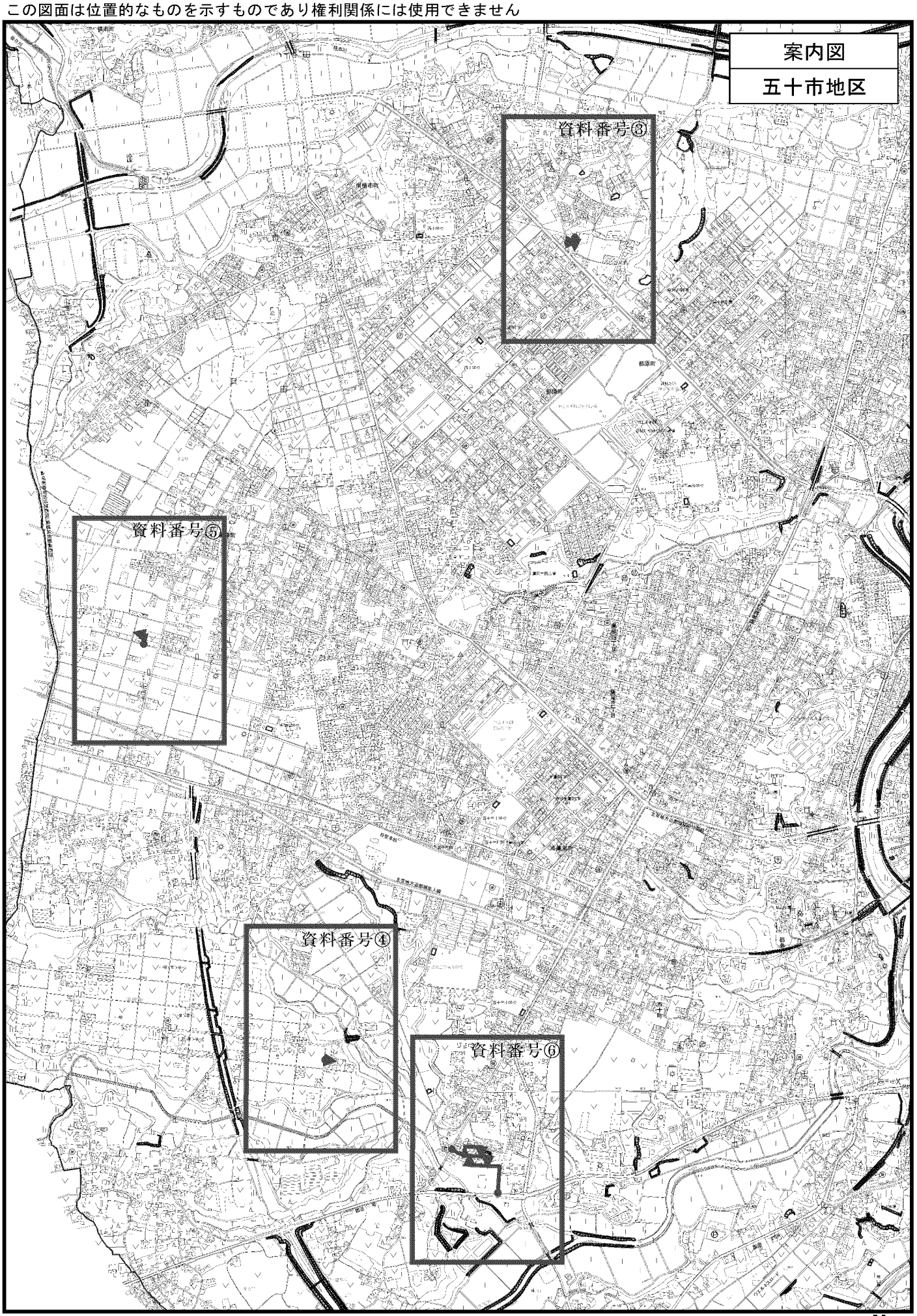


縮尺　1：20000

200 100 0 100 200 300 400 500 600 700 800

N

この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

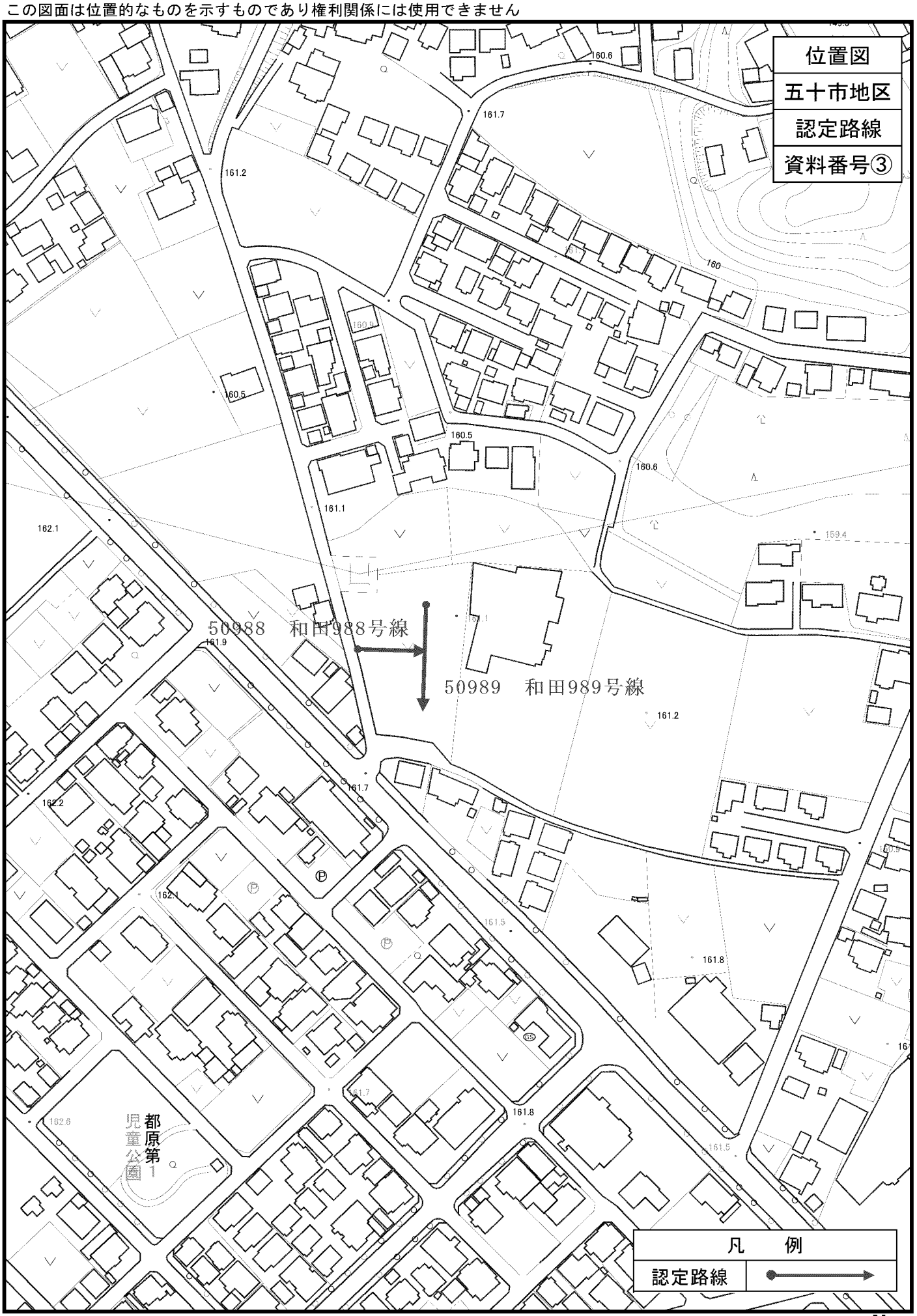


縮尺　1：2000

この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

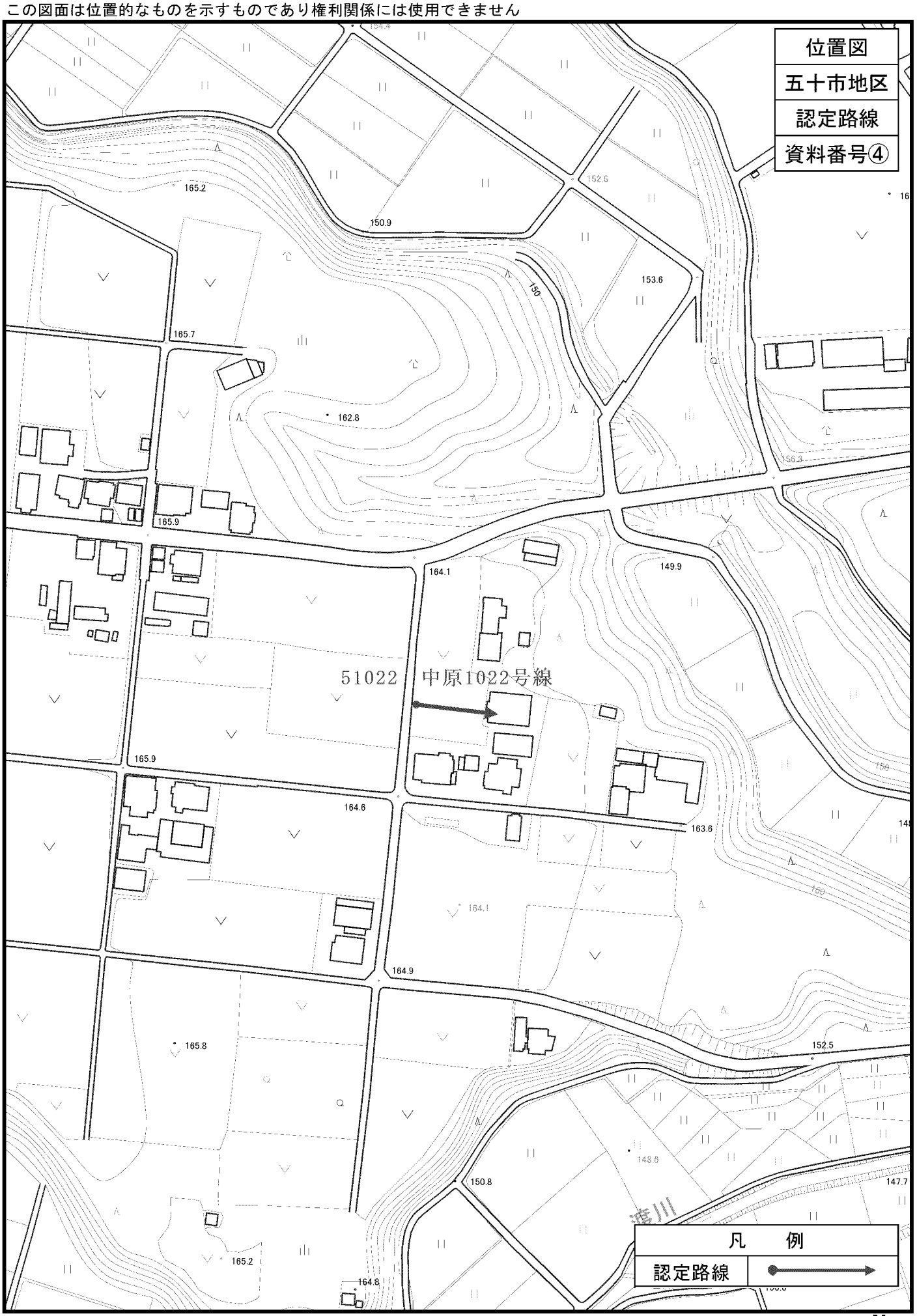


縮尺 1：2000

201510 5 0 10 20 30 40 50 60 70 80

N

この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

縮尺　1：2000

N

この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

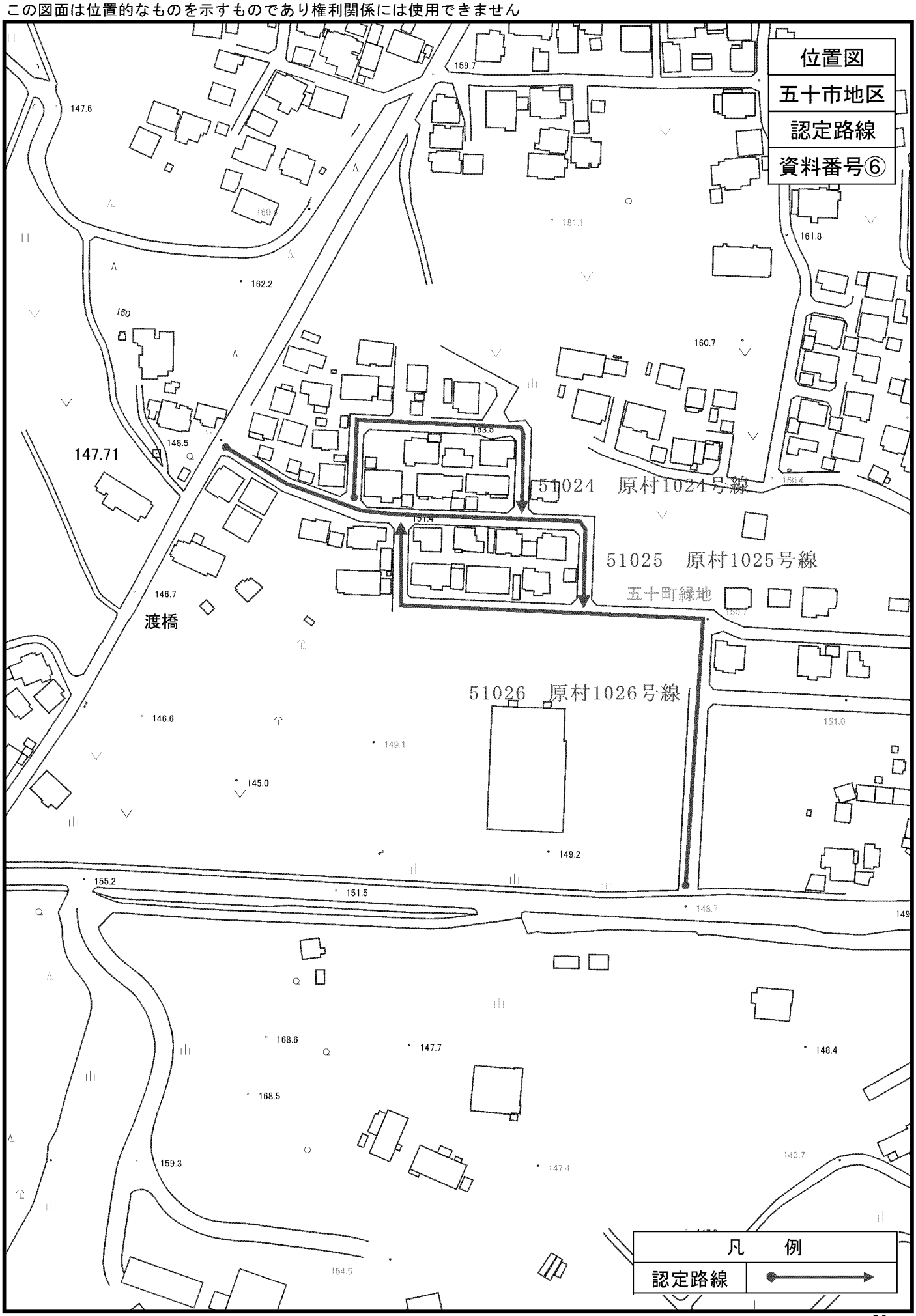


縮尺　1：2000

N

この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

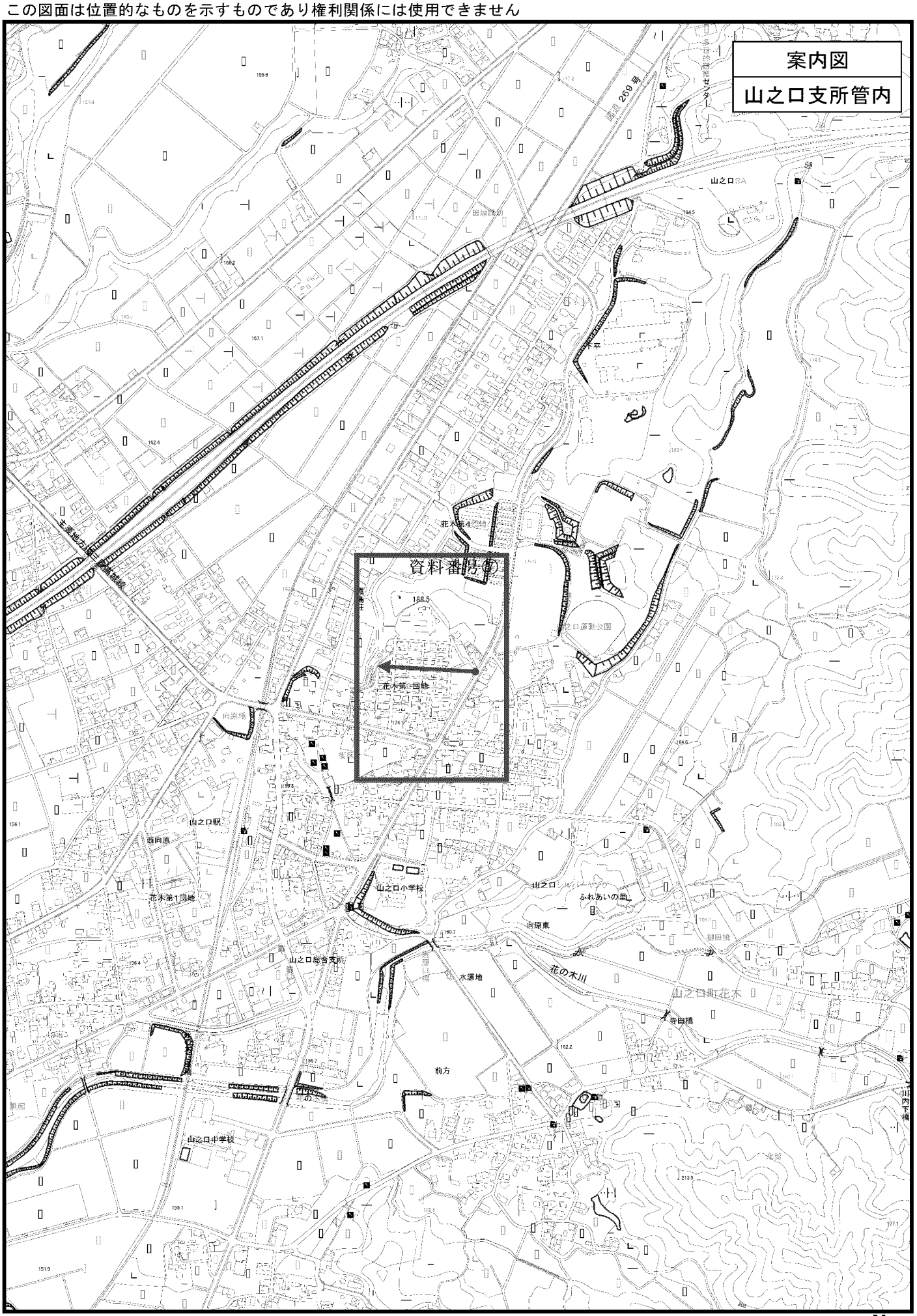


縮尺　1：10000

100 50 0 100 200 300 400 500 600 700 800

200

N

この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

縮尺　1：2500

100　50　0　100